

平成29年度 市長と話し合う会

◆出席者数等状況

開催場所	開催日	出席者	質問者数	質問・要望数
市役所市民室	11月19日(日)	55人	18人	19件
(平成28年度)		50人	12人	19件)

アンケート結果 回答39件

本会の開催をどのように知りましたか？		
広報	ウェブサイト	自治会長連合会、自治会等
25人	2人	12人
参加してみたいか？		
良かった	どちらでもない	不満
21人	8人	9人
本日の会の所要時間は？		
長い	ちょうど良い	短い
6人	24人	6人

主な自由記述

- ・昨年までの会よりテーマを絞ったため良い会になったと思う。個人的、地域的な問題はなるべく出さない方が良いと思う。(同意見11人)
- ・決められたテーマのみでなく、その他の枠を設けても良いのではないか。(同意見4人)
- ・質問者が質問と言っているのは要望が大半を占めていて、実質質問とは言えない、発言等1人1問となっているのに数問していた人もいた。(同意見4人)
- ・子育て世代の参加が見られず、議論の深まりを感じられなかった。テーマに沿った参加者を集める必要があるのではないか。(同意見3人)
- ・質問、回答が長すぎる。(同意見3人)
- ・出席された方がそれぞれ勉強されている事に驚き、参考になりました。
- ・オープンで良いと思われます。

今後話し合いたいテーマ

防災・防犯、自治会未加入対策、協働のまちづくり、中心市街地活性化、医療問題、高齢者対策、認知症サポート、障害福祉、農家の後継者不足対策、農地の集約化対策、有害鳥獣対策、必要な公共施設の建設について、市道路の管理について、環境保全（ゴミ分別など）、学校再編問題

市長と話し合う会 市民室

平成29年11月19日（日） 13時30分～

1. 市長あいさつ.....	3
2. テーマ1 「子育て支援について」	9
① 子育て支援への税金の使い方について	13
② 近年の待機児童率の増加について	15
③ 本納学童保育について.....	16
④ 本納駅の自転車駐車場の移設について	17
⑤ 農道の舗装について	19
⑥ 児童の貧困の現状把握と対策、民生委員のかかわり合いについて	20
⑦ 保育所と幼稚園の整備計画、幼稚園教諭の余剰人員について.....	22
⑧ 茂原工業団地に進出してくる企業との公害防止協定について.....	25
⑨ ファミリー・サポート事業について.....	26
⑩ 茂原市の特色を生かした、市の目玉となるような子育て事業について	28
3. テーマ2 「空き家・空き地対策について」	31
① 空き家バンクについて.....	35
② 倒壊の恐れのある建物の把握について	37
③ 空き家および空き地の所有者の情報開示について	38
④ 東部小学校の土砂流出について、市長と話し合う会の開催方法について	39
⑤ 空家特措法への対応について.....	42
⑥ 休耕田への対応について.....	44
⑦ 市の空き地の認知方法について	47
⑧ 空き家バンクの活用方法について	49
4. 市長総括.....	50

平成29年度「市長と話し合う会」

平成29年11月19日

市長あいさつ

☆市長

皆さんこんにちは。お休みのところ、また、大変お忙しい中、「市長と話し合う会」を開催いたしましたところ、ご参加いただきましてまことにありがとうございます。日ごろより、市政につきましてご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます次第でございます。

初めに私からは、本市における、現在行っております主な取り組みについて簡単に触れさせていただきたいと思っております。

まず、現在建設中の本納支所・本納公民館複合施設の工事でございますけれども、順調に進んできておりまして、来年の3月24日土曜日に落成式、4月1日にオープンを予定しております。これは本納にお住まいの皆様方の長年の懸案でございましたけれども、やっと来年の4月にオープンするというので、よかったなと思っております。施設の特徴としては公民館機能と支所機能を加え、地域の防災拠点および避難場所としての機能を備えております。このため、屋上に太陽光パネルを設置し、蓄電池による停電時の電力の確保や、既存の耐震受水槽により断水対策も行っていく予定でございます。複合施設の外構工事並びに現本納公民館の解体工事、駐車場整備につきましては、平成30年度に実施する予定でございます。

次に、学校再編についてご説明を申し上げます。学校再編につきましては、茂原市学校再編審議会で審議していただいておりますが、8月から9月に行った地域住民との意見交換会などを経まして、審議はおおむね終了したところでございます。今後は、審議会から答申をいただき、今年度中に具体的な実施計画を策定する予定となっております。

次に、市民会館と中央公民館についてご説明いたします。建設から約50年が経過しようとしており、老朽化が著しく、この間、多くの修繕を行ってまいりました。しかし、このまま使用するには耐震補強や音響、照明設備のリニューアルなど大規模な修繕が必要となることから、将来を見据えて今年度より新市民会館の整備に向けた基本構想の策定に着手したところでございます。現在までに、市民や周辺住民及び施設利用者団体へのアンケート調査、また、市民参加のワークショップや施設利用者団体と市内の中学生、高校生からのヒアリング、さらに、専門家から成るアドバイザー会議等を実施いたしております。専門家から成るアドバイザー会議も3回行ってございまして、最終的にあと一回市民を交えてディスカッションを行ってから、再度検討したいと思っております。今後は、集まった意見を参考に、現況とニーズを把握しながら、基本的な機能・役割等について検討し、年度末までに基本構想を策定してまいりたいと考えております。

次に、保健業務についてでございます。母子保健法の改正に伴いまして、妊娠、出産を

経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図ってきております。妊娠前からおむね産後1年までを対象とする産前産後サポートセンターに加え、就学前までの母子の総合相談窓口を来年1月に保健センター内に開設し、支援拠点である子育て支援課や関係機関と連携したワンストップ拠点として整備してまいりたいと思っております。

次に、都市基盤について申し上げます。(仮称)茂原長柄スマートインターチェンジ設置事業につきましては、現在、道路整備が順調に進んでおり、東日本高速道路株式会社が整備する自動車専用道路であるランプ部において本格的に土木工事を進めているところであります。今後も、平成32年4月の供用開始予定を少しでも早くできるよう、事業促進に努めてまいりたいと思っております。

次に、住宅施策についてでございます。人口減少や少子化問題が地方自治体の課題となり、本市としても、移住、定住支援策として、今年度より三世帯同居等支援事業を開始いたしました。親、または子どもの世帯が市外から転入し、三世帯で市内に暮らす方に住宅取得費用の一部を補助し、住まいの取得支援による移住の促進を行っております。

次に、防犯対策についてであります。平成30年4月から運用開始予定であります防犯ボックスは、地域の防犯力の向上を目的として、茂原ショッピングプラザアスモの一角に設置いたします。防犯活動の拠点として、警察官OB3名により各自治会の会員との合同パトロール等を展開し、地域と行政が一体となった安全で安心なまちづくりに努めてまいりたいと思っております。

終わりに、企業誘致についてでございます。企業誘致につきましては、雇用機会の創出、定住人口の増加、財政基盤の強化など、地域経済の活性化につながる重要な施策と位置づけておりまして、平成25年から造成工事が開始されてきました茂原にはる工業団地はほぼ完成いたしました。本市といたしましても、2回目の一般競争入札に向け、県が主催する企業誘致セミナーへの参加や企業訪問等により積極的な企業誘致活動を展開しております。今後も、千葉県と連携を図りながら、事業の推進に努めてまいりたいと思っております。

以上、本市における取り組みについて簡単に触れさせていただきました。これからは、テーマに沿った課題やご意見など、市民の皆様の生の声をお聞きしたいと思っております。すぐに結論づけることは難しいといたしましても、忌憚のない意見や、ご要望をお聞かせいただきまして、実り多い会といたしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。私からは以上です。

☆事務局

続きまして、本日の市側の出席者をご紹介します。

本日の次第の裏側に出席者の一覧を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

初めに、永長副市長でございます。

☆副市長

永長です。よろしくお願いいたします。

☆事務局

内田教育長でございます。

☆教育長

内田です。よろしくお願いいたします。

☆事務局

中村総務部長でございます。

☆総務部

中村でございます。よろしくお願ひします。

☆事務局

十枝企画財政部長でございます。

☆企画財政部

十枝でございます。どうぞよろしくお願ひします。

☆事務局

板倉市民部長でございます。

☆市民部

板倉でございます。よろしくお願ひします。

☆事務局

鶴岡福祉部長でございます。

☆福祉部

鶴岡でございます。よろしくお願いいたします。

☆事務局

山本経済環境部長でございます。

☆経済環境部

山本です。よろしく申し上げます。

☆事務局

正林都市建設部長でございます。

☆都市建設部

正林です。どうぞよろしく申し上げます。

☆事務局

豊田教育部長でございます。

☆教育委員会教育部

豊田です。よろしく申し上げます。

☆事務局

木島経済環境部次長でございます。

☆経済環境部

木島でございます。よろしくお願ひいたします。

☆事務局

河野都市建設部次長でございます。

☆都市建設部

河野でございます。よろしく申し上げます。

☆事務局

久我教育部次長でございます。

☆教育委員会教育部

久我でございます。よろしくお願ひいたします。

☆事務局

伊藤広域市町村圏組合事務局長でございます。

☆広域市町村圏組合事務局

伊藤です。よろしくお願いします。

☆事務局

石川広域市町村圏組合水道部長でございます。

☆広域市町村圏組合水道部

石川です。よろしくお願いします。

☆事務局

片岡公立長生病院事務部長でございます。

☆公立長生病院事務部

片岡です。よろしくお願いいたします。

☆事務局

テーマのほうの担当といたしまして、中村子育て支援課長でございます。

☆福祉部

中村です。よろしくお願いします。

☆事務局

金坂健康管理課長でございます。

☆市民部

金坂です。よろしくお願いいたします。

☆事務局

鈴木学校教育課長でございます。

☆教育委員会教育部

鈴木です。よろしくお願いいたします。

☆事務局

進藤環境保全課長でございます。

☆経済環境部

進藤でございます。よろしくお願いいたします。

☆事務局

渡辺建築課長でございます。

☆都市建設部

渡辺です。よろしくお願いいたします。

☆事務局

続きまして、事務局でございます。岩瀬総務部次長でございます。

☆事務局

岩瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

☆事務局

山田企画財政部次長でございます。

☆事務局

山田です。よろしくお願いいたします。

☆事務局

最後に私、秘書広報課長の渡邊です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会を進めさせていただきますが、広報等でご案内させていただきましたが、今年度はテーマを設けて実施いたします。テーマにつきましては、市自治会長連合会と協議させていただき、1つ目のテーマを子育て支援について、2つ目のテーマを空き家、空き地対策についてといたしました。

最初のテーマ、子育て支援について、市側より説明を15分程度行った後、ご質問やご意見等をお伺いし、1つのテーマを1時間程度で終了し、休憩を10分挟んだ後に、2番目のテーマ、空き家、空き地対策について、同様に15分程度市側より説明させていただき、皆様からご意見を伺い、最後に市長からの総括を予定しております。これからの進行につきましては、お二人の方をお願いしたいと思います。こちらからあらかじめ、茂原市自治会長連合会の役員の方をお願いをさせていただきましたので、指名させていただきます。議事進行者に市自治会長連合会の石黒副会長、同じく吉野副会長をお願いしたいと存じます。お二人は前の席にお座りいただいております。それでは、よろしくお願いいたします。

ます。

◆司会

茂原市自治会長連合会の石黒といいます。よろしくお願いいたします。

◆司会

同じく自治会長連合会の吉野といいます。よろしくお願いいたします。

◆司会

それでは、始めさせていただきます。

会を始める前に、皆様方に何点かお願いがございます。本日はテーマを2つ設けてあります。最初にテーマに対して市側の説明をお聞きいただいた後で、説明内容など、テーマに関連した質問やご意見等をお伺いいたします。

次に、発言方法でございますが、発言なさる方は、必ずお名前、または団体名をおっしゃってください。また、できるだけ大勢の皆様よりご質問をいただきたいと思っておりますので、1つのテーマについてお一人の質問は1問まで、3分以内でまとめてご発言をお願いしたいと思います。最後に、本日の市長と話し合う会は、15時50分ごろから市長に本日の総括を行っていただき、終了予定時間を16時を目安とさせていただきたいと考えております。進行につきまして、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、始めたいと思っております。

まず1つ目のテーマ、子育て支援について、市長および部長より概略説明をお願いいたします。

テーマ1 「子育て支援について」

☆市長

まず、子育て支援についてでございます。先ほど、児童福祉に係る諸課題や、市の施策について触れさせていただきましたが、待機児童問題などは全国的にも問題になっていることは皆さんご承知のとおりだと思っております。これも、また国が、法律を大きく変えてきたりしているものですから、地方としてはその都度対応していかなければいけないということで、大変苦慮しているところでございますけれども、国の命令でございますので、それに沿った形で対応しているところですが、なかなか思ったようにいかないのが現実でございます。

こうした中で、茂原市では、雇用の場の創出を源泉に、若い世代の結婚、出産、子育てをサポートしながら、時代に合った地域づくりを推進する「茂原市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定してまいりました。まずは、安定した雇用環境の実現と、企業や創業の支援を図ることで定住を促進し、人口減少社会に向けて対応できるよう進めていこうとする

ものでございます。子育て支援に関する案件につきましては、総合戦略の中でも大きな柱として掲げておりまして、重要な課題であると認識しております。一言に子育て支援といいますが、とても幅の広い施策が対象となっております。市の部署でも福祉部、市民部、教育部が大きくかかわってまいります。今日は福祉部が代表して具体的な内容を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

◆司会

ありがとうございました。

次に、担当部長より事業の説明をお願いいたします。

☆福祉部長

子育て支援課を抱えております福祉部が茂原市の子育て支援を取りまとめておりますので、私のほうから子育て支援について説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。茂原市の人口推計という表がございます。表の一番左の欄に人口の総数があり、その下に年少人口数と割合が記載してあります。人口は2000年をピークに減少し、今後も減少していくという推計となっております。また、0歳から14歳までの年少人口は1995年以降減少が続いています。今後、年少人口を増やしていくために、子育て支援策を中心にさまざまな施策を実施してまいります。

先ほど、市長から子育て支援に関して、とても幅の広い施策が対象となっていると話させていただきました。実際には、福祉部、市民部、教育部などが中心となってさまざまな部署がかかわっております。今日は子育て支援に関する事業を大きく分けて、福祉、健康管理、教育の観点から、概要について説明させていただきます。

まず、福祉の観点から、どういった事業を行っているかといいますと、代表的なものでは、子どもの医療費に対する補助や児童手当を支給することなど、子育て世帯に対する経済的な負担を軽減するための事業がございます。子ども医療費につきましては、中学校3年生までの保険診療の範囲で助成を行い、28年度の決算では約2億8,200万円ほど助成しております。ご承知のとおり、本年8月からの診療分からは所得制限も撤廃してございます。また、児童手当につきましては、制度が変わっておりまして、中学校卒業までの子どもを扶養する保護者に対し、3歳未満のお子さんについては一律月額1万5,000円。3歳以上、小学校終了前のお子様については1万円。また、3子以降では、その期間であっても1万5千円。中学生については一律1万円。そして、児童手当につきましては、所得制限がございますが、所得制限を超えているご家庭につきましても、一律5千円を支給している事業でございます。28年度決算額につきましては、約12億1千万円ほど支給してございます。また、その他の事業といたしましては、10カ所の公立保育所運営や、民間の3カ所の保育園等の運営費や補助金の支払いを通して、保育内容の充実や保育環境

の整備に努め、大切なお子様を安心して預けられる場所を提供する事業を実施しています。

また、小学生に対しては、就労などにより授業終了後も保護者が家庭にいない世帯に対し、学童クラブでお子様をお預かりする放課後児童健全育成事業を行っています。全小学校区に設置されており、市内では公設、民設合わせ19カ所ございます。ひとり親家庭に対する支援といたしましては、児童扶養手当の支給制度がございます。この制度につきましても、所得額によって支給される額が違って来るわけでございますが、一番多い方で月額4万3千円。そして、2子目にはプラス1万円。3子目以降は6千円という額が基準となって支給されているような状況でございます。このように、経済的負担の軽減や、児童福祉の増進を図りつつ、自立、就業支援を継続的に行う事業を実施しております。

また、親などからの虐待により、身体的あるいは精神的な被害を受けるというケースがマスコミ等でも報道されているところをご承知かと思いますが、本市におきましても、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応を図るための相談体制を強化するとともに、関係機関と連携しながら、細やかな対応を図る事業などを行っております。

また、直近の課題といたしましては、全国的にも問題となっております保育所の待機児童問題がございます。茂原市におきましても、平成27年度から発生しております。27年度は20名、28年度19名、そして、29年度は70名という状況でございます。状況を分析いたしますと、平成27年度から、保育所の入所要件が緩和されたことや、女性の社会進出の進捗と核家族化の進行、少子化が進み子どもの数が減少している一方で、保育所へ預ける世帯の割合は増えております。特に、0歳から2歳までの低年齢児の割合が増えていることが待機児童の増加要因となっております。以上の要因が重なり、結果的に保育士が不足となり、本年4月時点で70名の待機者が発生いたしました。保育所に空きができ次第、保育の必要性が高い世帯から順次ご案内しているところでございます。現在では、64名の方にお待ちいただいている状況でございます。

この待機児童を解消するために、来年度に向けての対策といたしましては、二宮地区にあります私立幼稚園の認定こども園への移行を支援し、新たな保育枠を確保することや、職員配置の見直しや継続的な保育士確保に努めております。また、長期的な対策といたしましては、公立保育所・幼稚園整備計画で計画している幼保連携型認定こども園を整備することで保育枠の拡大を図るものでございます。

次に、健康管理という面からは、妊娠期から子育て期までを通して、切れ目のない支援を行うことが必要だと考え、各種事業を行っております。具体的な事業といたしましては、まず、妊娠期においては、母子手帳を交付する際の面接時に、その妊婦さんの生活状況の聞き取りを行いながら子育てケアプランを作成し、そのプランに沿った支援を開始いたします。その後、ママ・パパ教室や、育児パパおとこ塾などを通じて、出産に関する知識の普及や、疑似体験を行ってもらいながら、夫婦で協力して子育てを行う重要性について理解を深めていただく事業を行っております。

また、平成27年12月に保健センター内に設置された産前産後サポートセンターにおいて助産師による個別相談、妊婦家庭への訪問、妊産婦さん同士の交流の場「ままのわ」を提供することにより、出産や育児に関する不安解消に努める事業を行っております。出産期までにつきましては、産科医療機関と連携を図り、安全な出産に向けた支援を行い、出産後は「こんにちは赤ちゃん事業」という乳児がいる家庭の全戸訪問を行うなど、出産後の家庭での育児不安や負担感の軽減に努めています。その後は1歳6か月健診や3歳児健診、歯科健診などの健診事業で子どもの発育や発達の確認を行いながら、異常の早期発見、早期治療への援助を行っております。

今までお話しした母子保健に関する事業を展開している保健センターにおいて、それらを包括的に支援する機能を充実させるため、現在、施設整備を行い、子育て世帯が活用しやすくなるよう準備しております。さらには、心身の健康を確保し、生き生きと暮らすため、食の重要性から、成長段階にある子どもたちに対し食育の推進を図っております。保育所、小学校においてそれぞれの年齢に応じたカリキュラムを組み、栄養面だけでなく食習慣の形成やマナー指導を行っております。

健康管理における最後の事業は小児医療体制の確保についてでございます。特に、二次救急医療体制の整備が課題となっており、その体制整備について国や県に対し要望しているところでございます。また、医療機関などが閉まっている時間帯に子どもの体調が急変した際に、その対応方法などを相談できる電話、#8000番の周知を図っております。

最後に、教育という観点からは、主な取り組みを申し上げますと、私立幼稚園を利用している保護者に対し、一定条件のもと経済的な支援を目的として、就園奨励費補助や、保育料に対する助成を行っております。また、子どもを犯罪や事故から守るため、茂原警察署をはじめとする関係機関の協力を得ながら、防犯講習や不審者対応訓練を実施し、危機意識を高める事業を実施しております。また、児童、生徒の就学に不安を感じる保護者に対し、学校教育指導員及び指導主事などによる個別就学相談を行い不安解消に努めるとともに、特別な支援が必要な子どもたちに対しては、特別支援教育、支援員を配置することや、教職員に対して専門的な研修を行うことで受け入れ体制を整えております。

公立の幼稚園は4園ございますが、未就園児のための遊び場を提供するふれあい広場を開催し、保護者同士が子育ての悩みを話し合えるような情報交換の場を設ける事業を行っております。

以上、雑ぱくではございましたが、子育て支援に関する概要説明を終わらせていただきます。

◆司会

ありがとうございました。

それでは、説明のありました子育て支援についてご質問、ご意見を伺ってまいりたいと思います。発言なさる方は挙手していただき、お名前、または団体名をおっしゃってから

ご発言ください。重ねて申しますが、質問要旨はできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。多くの方のご意見をいただくため、皆様のご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、ご質問をお願いいたします。では、そちらの女性の方。

① 子育て支援への税金の使い方について

◆質問者 1

〇〇と申します。私は長い間、母乳関連の仕事をしておりまして、いろんな妊婦さんや母乳育児の人との接触をかなり多くやっております。その中で、今、育児に対して不安がっている方が多いことは事実です。それと、今のお話を聞きますと、保育所を建てること、要するに若いお母さん、あるいは生まれて1歳、2歳のお母さんたちを働かせるようなシステムを国全体が持っているような気がしてなりません。本当は子どもが3歳までできればお母さんが育てるということが一番大切だし、今の犯罪はそういうことが抜けているからだけではありませんけれども、抜けていることが母子関係、親関係が不足しているとかかなり思っております。

そして、子育て支援についてですが、保育所に預ける方も、それから、家で子育てをしている方も同じ金額でしょうか。今、1子に対して1万5千円と言っておりましたが。そうしますと、子育てをやっている人と保育所に預けている人では、保育所に預けている人は税金をかなり使われているわけですね。子どもに対して、保育士の、それから保育所の家賃とかを払うのも全部税金ですね。だから、保育所に預ける人が、もちろん家庭も困っているかもしれませんが、その人たちに税金を使われている。家でお母さんが子育てをしている人たちは仕事をしないで、税金が同じ金額ということが私はおかしいと思っております。もっと親が子育てをすることは大切だなと思っておりますので、その点をお聞きしたいと思います。

◆司会

ありがとうございます。では、市側の説明のほうをよろしく願いいたします。

☆福祉部長

まず、児童手当につきましては、家庭でお子様を見ているご家庭も、保育所、幼稚園に預けているご家庭も、金額は同額でございます。また、女性も社会進出するという、働くということの中で、以前は保育所は3歳、4歳、5歳というところが多かったんですが、近年は0歳、1歳、2歳が多くなっているような状況でございます。これについては、3歳まではお子さんをお母さんが育てるという考え方もございましょうし、近年の社会情勢の中でその辺の考え方は少し変わってきているのかなと感じているところでございます。市町村単位でその辺の3歳まではご家庭でということの特を意識して、事業を進めているという状況ではございません。

◆質問者 1

中には、もちろん生活が大変な方も多いと思います。でも、うちも孫がいますけれども、うちは母親が育ててやっています。だけど、子育てが嫌で働くという人もいるんだよということを聞きました。それは何かそういう風潮だからかもしれませんけれども、茂原だけで解決するわけにはいきませんが、もっとそういうところでも考えてもらいたいなと思っております。

◆司会

それは要望という形でよろしいですか。何か回答を求めるといってよろしいですか。

◆質問者 1

求めたところで無理だとは思いますが、一応私の意見としてはそういう考えであります。長い間母乳の仕事させてもらっていて、いろんな方に意見を聞いていますと、そういうことを思っております。

◆司会

じゃ、一言。

☆福祉部長

確かに家庭で子育てをしているお母さんたちはほんとうに不安で、やはり自分の育て方が正しいのか、ほんとうにいつも泣いてしまう子どもさんにすごく不安を感じて、身近に相談する人がいないということで、市のほうに相談する方もいます。そういった中で、逆に話を聞いている中では、自分が育てるよりも専門的な保育士に早く見てもらいたいという気持ちを持っていらっしゃるお母さんもいると担当のほうから伺っております。その辺は市のほうも相談体制を整備して、少しでも不安を解消できるように対応したいと考えております。

◆質問者 1

一番怖いのが、お母さんたちの相談じゃないけど、パソコンとスマホで検索することが、それがちょっと何か怖いなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

◆司会

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、お次のご質問ある方、挙手をお願いいたします。じゃ、そちらの男性の方。

② 近年の待機児童率の増加について

◆質問者 2

本納の〇〇といいます。先ほどお話の中で年少人口、0歳から14歳の減少が続いているのは理解できるんですが、ただ、ここ28年、29年の待機児童がえらく増えている。そのギャップをもう一度説明してください。

◆司会

じゃ、市のほう、よろしく願いいたします。

☆福祉部長

まず、27年に子ども・子育ての新制度に国のほうが移行したことで、保育所を利用できる要件が変わってきました。26年度までは、まず仕事について、就労証明書をもって申請するような形で、仕事についてから申請ができるような形になっておりました。27年度からは、パートや職を探している人も保育所に申し込むことができるようになりました。また、育児休業中の方でも実際には新しいお子さん、上の方が保育所にいらっしゃって、前の制度では、下のお子さんが生まれて育児休業をとった場合には、上のお子さんはお母さんは在宅するんだから、やめなければいけなくなってしまったとかいったことが今度は改善をされました。また、おじいさん、おばあさん、要は子どもさんから見れば祖父母の方が同居していれば、優先順位は低かったわけなんですけど、申し込みもなかなかできなかったところなんですけど、新制度では、祖父母と同居していても申請はできるという制度に変わってまいりました。そういったことで、まず、保育所を利用できる方の対象が大きくなったということが一番の原因でございます。

それに付随いたしまして、手厚い保育士配置が求められている0～2歳児を預ける方が増えたことも要因の一つであると考えております。

◆質問者 2

よくわかりました。ということは、それに対する対処として当然保育をする場所の問題があるし、よく新聞で保育士と言いますか指導する方々が不足しているというのが記事によく出ていますが、その辺の対策を進めることによって、当然のことながら改善していかないといけないですね。それは当然市として考えて、ぜひその辺はあわせてというか、お願いしたいということになりますので、今後ともよろしく願いします。以上です。

◆司会

ご質問のほうはよろしいですか。

じゃ、ご質問のある方、お次の方、どうぞ。じゃ、一番あちらの端っこの女性。

③ 本納学童保育について

◆質問者 3

本納8区滝の谷〇〇と申します。本納学童保育についてお聞きしたいんですが、本納学童クラブの面積と収容人数がどうなっているのか。何かすごく狭いところに押し込められているような感じで、ほんとうに急場をしのいでいるという感じがするんですけども、内容的にはあれで十分なのか。保育所が今出ていますけど、0歳児には何坪、5歳児には何坪と面積がありますけれども、学童保育の子どもの人数と面積。あそこは庭もない、夏休みなどどうやって過ごしているのかなとすごく気になるんですけども、その辺について教えていただきたいと思います。

◆司会

じゃ、ご説明をよろしくお願いします。

☆福祉部長

本納学童クラブにつきましては、現在、本納駅の東側の旧千葉県の看護協会の訪問看護ステーションを活用して学童クラブを実施しております。今現在の利用者は20名ということで、面積的には国の基準をクリアしているという状況でございます。しかし、今お話があったとおり、周りが道路に囲まれているという状況でございますので、市といたしましては、学校の余裕教室を活用できないかということを担当部局で調整をしているところでございます。以上です。

◆司会

ありがとうございます。今のご説明でよろしいでしょうか。

◆質問者 3

子どもにとって学校と同じ敷地の中で生活するのは、あまり気分が変わらないかなと思ってよそのほうがいいかなと思うんですが、何せあそこは狭くて、ぼつんとしている、あるいは踏切もあって、ちょっと危険なところでもあるので、もうちょっと市役所も、支所も今度きれいになるし、何かその辺でうまくできないのかなと思って、学校で学校の放課後みたいな延長はちょっとどうなのかな、子どもの精神状態にどうかなという疑問はありますけれども、今後に向けて検討していただければと思います。以上です。

◆司会

じゃ、ご要望という形で承りたいと思います。よろしいでしょうか。

◆質問者 3

はい。

◆司会

じゃ、次にご質問の方、そちらのお隣の男性の方、どうぞ。

④ 本納駅の自転車駐車場の移設について

◆質問者 4

本納第8区〇〇です。私は3番目の教育に関する支援の中に入れさせてもらって、少し大きく捉えてもらいまして、本納駅の市が管理している駐輪場を移設してもらいたいと。これは安全、安心につながるということで、この第3の項目に入れてもいいかなと。

6月28日、高校生が特急とぶつかって死んでしまったという踏切がここにあるんですね。駐輪場というのは駅の東側にあります。それで、駅に入るための改札口は西口にある。ですから、自転車をとめたら、改札口を歩いていかないと電車に乗れないと。高校生が高校に通うためにここに駐輪して、その間に踏切の遮断機が下りた。その下を通ったら下り電車が気がつかないで特急電車にやられてしまったと。これが今年6月28日にありました。こんなことはあってはいけないことです。なぜかといったら、遮断機の下を通るなんていうのは、それはあってはいけないことですが、現実にはありました。

そこで、実はここはみんなを見ているわけではないですけれども、子どもたちも知っていました。遮断機のおりたところを通っているということ。同じように子どもが集団登校なんかしているときには、親が来てここでとめていますけれども、でも、やはり大人も中にはいるようです。例えば私がそこを歩いて、どうしても千葉や東京に行きたいという日には、もしかしたら無理するかなと思って、私、ここではしたことは無いんですけど、遮断機がおりて、その下を歩いて改札口へ行くと、その電車に乗れるんですよ。というぐらいの距離ですよ。

要するに駐輪場が駅の東側にある、改札口が西側にあるということですから、当然非常に危ないところにあるわけです。ほとんど電車で後ろから乗れるぐらいのところに駅に近づいています。それを今、市は管理しているわけです。ですから、これは非常に困ると。教育上も、例えば大人が遮断機の下を歩いてたということを他の子どもに見せちゃってそれは絶対やっちゃいけないと思います。でも、現実はやっているわけです。今、皆さんが例えば東京まで行くとき、どうしてもその電車に乗りたいときはもしかしたらやるかもしれないなど。ということで、その駐輪場の場所を改札口と同じほうに作り替えてもらいたい。今、本納駅を使っている方は、豊岡、本納、新治、大勢の方がこの駐輪場を使って、300人ぐらいが自転車をとめています。そういう人たちは、ほとんどはもちろん遮断機が上がったときに踏切を通っているんですけど、どうしても踏切を越えないと、改札

口のほうへ回れないですから、ですから、変えてもらいたいということです。

これは教育上もよくないし、今後も同じようなことが起こるかもしれないと思いますと、やはり子どもの安心、安全を見ても、これは非常に危ないわけですよ、これは市営ですから。今、本納駅も随分あいています。いろんなところが空き地になった問題も含め、例えばマッチ工場が40年ぐらい前に火事を起こしてしまっていて、そのままずっといまだに40年も空き地になっています。ぜひこのところを何としても早急につくりかえてもらいたい。これはお願いでございます。以上です。

◆司会

ありがとうございます。子育ての子どもたちの見地から、本納駅の駐輪場の移設についてというご質問でよろしいでしょうか。

では、市側の担当の方、よろしく申し上げます。

☆市民部長

本納駅東側にある駐輪場の関係ですけれども、あの駐輪場というのが、本納の区画整理の用地をお借りし、設置させていただいています。ご意見のとおり、先日も悲惨な事故が発生しています。また、利用という面から西側の改札側のほうに設置したいという考えもあるところなんですけれども、もともと西側に民間の自転車預かり所があったんですが、そこが廃業されて、今の場所へ設置させていただいています。

市として、西側の改札側のほうに設置できるような用地がないか、考えてはいるんですけれども、今お話がありましたマッチ工場の跡については、権利関係が把握できていないので、お願いするまでに至っていないという状況であります。

あと、本納駅の北側になるんですけれども、バスの折り返しで使っているところの北側にJRの用地が多少あいているところがあるので、活用できないかという考えはあるんですけれども、ちょっと距離的に遠くなってしまいます。そういうところもありますので、今後JRさんとも協議をさせていただきながら、用地をお借りすることができれば、そういう考え方もできるとは思っているところです。まだその辺も具体的にはなっていない状態でありますので、今後、検討等していきたいと考えております。以上です。

◆司会

ありがとうございます。

◆質問者4

ぜひよろしく申し上げます。実はこのところ自治会の回覧を私作りまして、自治会で回すわけですが、絶対だめです、遮断機の下を通ること。当たり前のことですけれども、ここではこんな危ないことをやっているわけです。ですから、何としてもこれはつくっても

raitaiというお願いでございます。子どもの教育にも非常に悪いですから、遮断機の下を通るのを子どもたちは見ているわけですから。ですから、何としても安全のためにつくりかえてもらう、こういうお願いです。ぜひお願いいたします。

◆司会

ありがとうございました。

それでは、質問のある方。じゃ、一番の前の方、どうぞ。

⑤ 農道の舗装について

◆質問者 5

私、二宮の〇〇と申します。市長さんをはじめ、各部長さん方がこうして出席し、市民の皆さんとこうしてお話できることは、私は大変光栄に思います。市長さんをはじめ、各部長さんには今後とも市政、行政に尽くしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。私個人として、市長さん、各部長さんにご質問させていただきます。

それでは、通学道路の件について1つお尋ねしたいと思います。現在、二宮地区にスマートインターチェンジが建設中です。市長さんから聞くと、30年ごろに完成とのことですよ。私も黒戸、真名、そして豊田地区にも行きます。新治に工業団地が生まれて、非常に車が多くなります。運動公園に野球場がありますので、季節によっては各地域の学校や、工場の皆さんが野球場を使用しているのです、車の出入りが非常に多くなります。特に朝は、本納の北陵高校や樟陽高校の生徒があそこを通過しております。

私が今日お願いしたいのは農道でございます。先日、経済環境部の方とお話ししましたら、予算がとてもないということでした。私どもは黒戸・真名地区の農道を舗装していただければと思っています。今、北陵高校に通う生徒が何名ぐらいいるかな。女生徒もいるし。年齢も、2年たてば1年生が3年生になりますし、卒業したら、また新しい生徒も同じ道路を通りますよね。その道路には、未舗装部分が少し残っておりますので、できたらその箇所を舗装していただければ、通学で高校に通う生徒は安全です。そして、本納地区にある高校にも行かれていますようですので、早急に、舗装工事をしていただければいいなという質問でございます。お願いいたします。

◆司会

黒戸・真名地区の通学路として、農道を舗装して欲しいという件ですね。

お答えのほうをよろしくお願ひします。

☆経済環境部

経済環境部のほうでお答えします。今、〇〇さんからお話があった農道、話を聞きましたけれども、農道の舗装は基本的に農業者の方のためにある道路ですので、通学路として

造っていないよということです。農道を舗装していないというわけではございませんので、今後、様子を見せていただき、現場もまだ見ていませんので、見た中で検討はしたいと思えます。どのぐらいの生徒さんが通るのか、その辺の利用頻度も調べたいと思えます。

◆質問者 5

危ないようです。その道路は、茂原の方はジョギングで通り、転んじったんですよ。膝をすりむきました。すでに退職された方だと思いますが、お聞きしましたら、真名から二宮を通して、押日ランド、富士見中裏から高師に帰る時のできごとと確認しました。毎日じゃないんですけれども、週に2回ぐらいか通っています。我々は田んぼが終わった後、そこに草がなければ、草刈りなんかやらないんですよ。それが伸びていますので、通学する学生さんたちが露や霜がかかると濡れますよね。だから、そういうのも併せて、一刻も早く舗装していただければいいなということで質問させていただきました。以上です。

◆司会

一度担当部署のほうから具体的に話を進めてください。
よろしいでしょうか。

◆質問者 5

わかりました。

◆司会

ほかに質問のある方。じゃ、正面の方。

⑥ 児童の貧困の現状把握と対策、民生委員のかかわり合いについて

◆質問者 6

高師の第10自治会の〇〇と申します。市長さんは教育にもすごく関心が高いということで、広報紙なんか読ませていただくとそんな感じが伝わってくるわけですが、教育の機会均等という言葉からすると、先ほどから出ておりますけれども、待機児童対策、こども園を整備するということで、幾らか収容人数とかその辺が変わってくるんだという対策だとお聞きしました。

そこで、あと同じようによく新聞で言われているのが、児童・生徒の貧困の問題ということが結構言われています。今日の次第の中にもあると思えますけれども、よく言われるのは、貧困家庭児童の例えば学校でのいじめだとか、給食費の未払いだとか、それから学力格差というか、その辺があるかと思えますけれども、茂原市として、各学校は具体的にどうやって把握されているのかなと。できれば対策などもお聞きできればなと思っておりますし、それと並行して関係してくるのが、民生委員等の働きだと思えますね。茂原市

ほどの程度一生懸命、民生委員さんの仕事というのはよくわかりませんが、その辺と連携がちゃんととれているのかとか、その辺をお聞かせいただくとありがたいかなど。ちょっと話が大きくなって申しわけないんですけども、具体性がなくて申しわけないんですが、今、現状を把握して、対策していますという形で答えられる程度でお話を伺えればと思います。

◆司会

児童の貧困の現状把握と対策、あと、民生委員さんのかかわり合いについてのご質問でよろしいですか。

◆質問者 6

そうです。

◆司会

あと、2つの部署にまたがるかと思しますので、最初の貧困の把握と対策について。教育委員会と同じでよろしいですか。

☆教育委員会教育部学校教育課長

はい、学校教育課の鈴木と申します。

児童生徒の貧困対策ということですが、要保護、準要保護家庭という形で、家庭の経済状況を把握し、それに対する支援をしております。要保護については、社会福祉課が担当になっておりますが、準要保護に関しましては、学校教育課で把握をしております。

申請していただき、一定の収入がない家庭に対しての保護でございます。小学校で、現在298人、中学校で170人、今年度、新規としましては小学校が85人、中学校が31人となっておりますが、経費としては、小学校で約2,300万円、中学校で約2千万円の補助を予定しております

また、入学時の準備金といたしまして、例年6月、7月ごろに2万円程度のお金を入学準備にかかる経費として支給していたものを、今年度から、来年の中学校1年生に入学のお子さんに関しまして、できるだけ前倒しということで今年度3月に支給予定で、今、進めているところでございます。

また、先ほどいじめということがありましたが、各小中学校では、年間複数回のアンケート調査、あるいは面接等を行いまして、子どものいじめ、悩み等について把握をしております。そういう形の中で出てきた事例に関しましては、学校として対応するようにしております。

学習面の保証ということでは、本年度、試行的に生涯学習課でスタートした授業で、中学校3年生を対象として塾に通っていないお子さんを対象に、現在、木曜日、土曜日を中

心に数学と英語の学習をしておりますが、これはまだ全体には広がっておりません。1校を対象として、本年度、試行的に、今、進めているところでございます。

そのような形で貧困対策は進めております。

あと、民生委員さんとの連携ということですが、各小学校を定期的に訪問していただく機会等がございまして、各学校と担当地区の民生委員さんが連携しまして、心配な家庭の情報を共有しまして、訪問していただいたり、学校からも情報を与えたりということで、家庭的にいろいろ問題を抱えているお子さんに関しましては、民生委員さんの協力はかなり得ているような状況でございます。

以上でございます。

◆司会

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

◆質問者6

はい、ありがとうございます。

◆司会

ほかにご質問のある方。

では、そちらの男性の方。

⑦ 保育所と幼稚園の整備計画、幼稚園教諭の余剰人員について

◆質問者7

〇〇と申します。よろしく申し上げます。

部長さんからも説明があったんですけど、待機児童対策と保育園、幼稚園の再編成みたいな計画、整備計画がお話にありました。待機児童の子が、28年度と29年度、70名に激増していると。要因としては、女性の社会進出であるとかといった説明がありました。整備計画のほうは、おそらく70名という待機児童が出る前に策定されたものだと思います。

そういう女性の社会進出等、国も政策を進めている中で、確かに市内のお子様の数というのは減ってくるかもしれませんが、今まで、要望されてなかった潜在的なニーズ、国も無償化とかの話に入っています。近所のおじいちゃんおばあちゃんの家にお子さんを預けている家もあって、やはりまだ現実に無償化はどのぐらいの形、見えていませんけど、無償化になれば、じゃあ、おじいちゃんおばあちゃんではなくて、保育所に預けるかというようなニーズが、当然今後は上がってくると思います。そうした中で、整備計画では保育所、また、幼稚園は、今後、公立は1園にしてしまう。認定こども園はありましたけれど

も。あれの計画を見させてもらったら、北部と南部でますますお子様がいない地区、ますます保護者の方が通わせにくい地区に民間を公募していく。民間を公募したときに、実際私は手挙げあるかなど。手挙げがなかったときには、もうそれは公立を残すことになろうかと思うんですけど、その辺を今後の国の無償化とかを鑑みて、整備計画のほうも待機児童とか、そのニーズの再計算をやって、その都度、柔軟に、待機児童ゼロを目指していく観点も含めて、計画の見直し等を考えていただきたいと思います。

あと一点、先ほどもありました、幼稚園、公立が1園になってしまうので、現場の幼稚園の教諭の方、先生方、当然、現場、働く場所がなくなってしまっていて、余剰人員は出るのかなと思っているんですけど、その幼稚園の先生方を、子育て施策はかなりいろいろな分野があるので、幼児教育に当たっている知見、ノウハウを生かせるような職場に動かしていただきたい——これは要望なんですけど、今時点でそういう何か具体的な幼稚園教諭の配属先みたいなイメージがあれば教えていただきたいなと思います。

◆司会

保育所と幼稚園の整備計画についてで、余剰人員についてもお聞きしたいということですが、よろしいですか。

では、担当の方、よろしくお願いします。

☆福祉部長

まず、計画の関係ですが、柔軟な対応ということで、公立の保育所・幼稚園整備計画とあわせまして、茂原市では、子ども子育て支援事業計画というのもつくっております。今回の公立保育所・幼稚園整備計画は、この支援事業計画を補完するような意味合い、位置づけの計画でもあるわけでございます。

子ども子育て支援事業計画の中でも、やはり年度ごとのこれからの5年スパンで教育保育の必要量の見込みを見込んで、それに対してどれぐらいの確保をすればいいのか、その内容と実施時期を計画に定めているところでございます。

ご承知のとおり、これをつくったときには子どもの数は減っていった、待機児童は出ないような見込みで計画をつくりました。ですが、今回、実績値を計画と比較しまして、待機児童が出たということで、この支援事業計画は見直しを、たまたま中間期ということで、見直しをさせて、今、審議会にかけて、また計画を公表できるような準備を進めておるところでございます。

公立保育所・幼稚園の整備計画につきましては、確かに北部と南部、利用とすれば、多分、保護者の方が一番保育所への利用希望が多いところは、駅周辺のところが大変希望が多いところでございます。ただ、保育所につきましては、学区という概念がなくて、送り迎えが原則になっておりますので、利用調整をした中で、第1希望が駅周辺の保育所であっても、第2希望、第3希望が郊外にあって、空きがあればそちらのほうに行ってもいい

というふうにはご理解いただいて、調整をしているところでございます。

ただ、今後は中心部につきましても、やはり施設については状況を見ながら、場合によっては施設の面積が増えるような、例えば増築等も含めて検討していかなければいけないのかなと考えております。

認定こども園は民間事業者に公募をして、手挙げをしてもらいたいというのが、どこの自治体でも原則としてそういう状況でございます。

その背景には、民間に委託することで、県からの補助金が、公立で市が直接見るよりも、制度としては県からの負担金が多いというような状況がございまして、市とすればそういった制度を活用して、建物については、市が建てれば一切の補助金はないんですが、民間が建てた場合には、決められた価格の、国が2分の1、県が4分の1とかそういう制度もございまして、そういったところも踏まえて、民間活用というのは考えているところでございます。ただ、もし手挙げがなかったら、公設のままということも段階を踏んで、まずは民設の方が、なぜ手が挙げがなかったのか、そういったところを少し市の支援が必要だということであれば支援を増やすとか、そういったところを段階を踏んで、最終的に何もしなければ、やはりその公設ということも考えなければいけないだとは思っております。

以上です。

◆質問者 7

幼稚園教諭の方、1園になって余剰人員が出るという、その辺は何も、今のところは全く考えていらっしゃるんですか。

☆福祉部長

基本的には幼稚園教諭の方も、保育士の資格を持っておられるので、市では退職者と採用の中で調整をしながら、新たに認定こども園ができたときには、認定こども園でも、やはり今、保育士不足の中で——臨時さんの話になりますけど、臨時さんについても、認定こども園で正職として採用してもらいたいという考え方もございまして、現在の正職さんの幼稚園の先生につきましては、公立の保育所はまだ6つ残りますので、そちらのほうに配置替えですとか、そういったところも踏まえて検討したいとは考えております。

◆質問者 7

すみません。その点、保育士資格を持っているから幼稚園教諭を、もうじゃあ公立の保育所で働きなさいって、かなり幼稚園教諭の立場に立ってみるとかなり厳しい——私が言うべきことではないんですけど、実際厳しいと思います。ただ、ほんとうに職員は事業ではないのであれなんですけど、保育所は7時過ぎから午後7時ぐらいまで、幼稚園は9時から日中ぐらいですか、全然、子どもたちのいる時間も違うので、幼稚園教諭はシフトとかなくて残業とかはしていないですよ。かなりそれは——これはちょっと言う場じゃなか

ったんですけども。

あと、そうしますと、もし民営化の手挙げがなかったら公立だけ基本的に残していく考えを持っているんですよ。待機児童が増えたのはしょうがないんですけど……。

☆福祉部長

最終的には今の状況が公設でございますので、民間のほうの手挙げがなければ段階を踏んで、最終的には市の責任で、子どもさんたちを保育をしなければいけないという基本の原則がございますので。

◆質問者 7

待機児童とか児童の推計とかは適宜やっていただいて、柔軟に計画、もうこれは計画だ、何でもどうだからというので突き進むのではなくて、時々、待機児童数とかを加味して、柔軟に計画の見直し等もしていかなければと思います。

◆司会

ありがとうございます。

ほかにご質問のある方はございますでしょうか。

では、一番前の方。

⑧ 茂原工業団地に進出してくる企業との公害防止協定について

◆質問者 8

〇〇です。

この市で、子どもが安心して産み育てる環境といったことですがけれども、これも先ほどのお話にある工業団地が進んでいるということで、その環境と、それから工業団地の環境の問題だということ。ここをどう考えてみようかということで、新しく工業団地に来られた方々にですね、公害防止協定を結んでもらってですね、何か問題があったときに、市長があらゆる権限で、公害問題を集めてきたり、あるいは、場合によっては法令違反があったときには、随時操業停止とか、あるいは中止する、解消するような命令というか、勧告するような権限を持たせてほしいということをお願いしようと。

それとは別に、茂原市の環境条例では、市長の権限はあまり少ないように思うんですけど、例えば、能美市、石川県の能美市にある公害防止条例なんかは、市長の権限がものすごくありましてですね、それにならって新たな環境条例ないしは公害防止協定を結べるような市長の権限を追加するような条項をいれてもらったり、あるいは公害防止条例を作ってもらいとありがたいですけども、本来、企業進出したら環境が悪くなって、安心して子どもを育てられるような環境となるのかという問題がありますので、要望に出したいと思います。

◆司会

要望で。

◆質問者 8

ええ。

◆司会

あと、それに関連した説明も。担当の部署の方、よろしくお願いします。

☆経済環境部長

今の、今後、茂原工業団地に進出してくる企業というのと公害防止協定のお話ですけども、うちも市内の大企業と公害防止協定を結んでおります。〇〇さんから出た能美市の公害防止協定と、うちの公害防止協定を比べますと、多少、市長の権限が違うというところがありますけれども、その中で、私どもの公害防止協定は、違反した場合、改善措置を講じなさいと。その改善措置に従わなければならないと規定しておりますので、市長の権限が低いというようなことはないと考えていますけれども、今後、新たに公害防止協定を結ぶ中では、その辺の検討も、ほかの企業との公害防止協定を確認しながら検討をしたいと思います。

◆質問者 8

またよろしいでしょうか。そういった公害防止条例というのは、当然わかるんですけど、市長の権限を見える化するような条例ですね。つくったほうがよろしい。それをもとにして公害防止協定を結べば、公害防止協定の中に市長の権限が機能的に出されるようになる。もとの条例にもちょっと追加したほうがいいんじゃないかと。

◆司会

ありがとうございます。

では、要望ということで伺ってよろしいですか。

ご質問のある方はございますでしょうか。

では、そちらの女性の方。

⑨ ファミリー・サポート事業について

◆質問者 9

〇〇と申します。

説明があったと思ひまして、質問は控えるつもりだったんですが、今日の説明のほかのところでもよろしいですか、質問って。

◆司会

子育て支援についてであれば大丈夫です。

◆質問者 9

よろしいですか。ファミリー・サポート事業のところですか。私はすごくこの事業に期待しているんですけども、やはり、今、働き方も保育のニーズが多様化しています。それに対する子育て支援のメニューとしては、やはりぜひ、早急に揃えていただきたいと思うんですね。

といいますのは、今、やはり茂原市に若い方たちにいかに住んでいただくかというところだと思うんです。そういったところで、やはり子育てについて優しい茂原市だねと思っていただけるようなメニューをできる何か、たくさん予算を使わなくてもできるのではないかと思うんです。やり方はもう先駆的な市はもう十数年前から実施していますし、たしか茂原市でも今年度から実施していなかったかと記憶しているんです。

やり方の事業体、受ける事業所については、いろいろなやり方があると思います。といいますのは、参考までですけども、千葉市では千葉市民間保育園協会ですね。それから、この隣の大網白里市では昨年からだそうですけど、NPO法人と市の共同事業で始まったというようなことを伺っています。やはり、そういったメニューを揃えること。

それから私たち、私はシニアなんですけど、まだパワーがあります。子育てを応援したいという元気な高齢者の方がいっぱいいらっしゃる——若い方たちもいらっしゃいます——やはりそういった意味からも、早急にやっていただけたらと思います。

自分もNPO法人でファミリー・サポート・センターを出してやってきた結果があります。大変多様なニーズには、保育のメニューだけではなくて、そういった待機児童対策も、もしかしたら、それでも見ない部分があると思うんですということ。

それと、すみません、時間がないですけど、要望があります。保育の質の確保をするためなんですけれども、まず1点、保育所、幼稚園、こども園とできてきますけれども、まず、保育の質を守るために、厚生労働省がもう十数年前からやっております、苦情解決の仕組みを早急に全所で作っていただきたいのが1点です。

それから、2点目、こども園が民営化されていくと思います。私は民営化には反対いたしません。といいますのは、企業型のも参入してきまして、千葉県内でもそういったところで保育園委託をしているところもあります。そういったところで、私が第三者評価を行ってきました。やはり企業も大変努力をしております、立派な経営をしております。そこで、やはり第三者評価を義務づけているんですね、委託に当たって。ぜひ、第三者評価の義務づけをお願いしたいと思います。

詳しくは、時間になっておりますので説明しません。これは2点、要望です。

◆司会

はい。ファミリー・サポート事業の要望についてお答えいただけますでしょうか。

☆福祉部長

ファミリー・サポート・センターについては、今お話があったとおり、本当に29年度、先ほどの子ども子育て支援事業計画では、29年度にスタートということで計画をさせていただきました。

しかし、残念ながら、市で想定していた法人と進め方についていろいろ協議をしたところ、自分たちも受け入れるにあたっては、事業を受けるにあたっては、やっぱり責任を持ってやりたいということで、子どもさんをあずかってくれる方を紹介するというような立場の中で、もう少しその辺を勉強したいということで、昨年度、今、お話があった千葉市や八街市のほうに行き、先進事例を視察させていただいて、視察していただいた理事の方たちにも大変役に立っている事業だということは認識をしていただいたところです。

現在、参入が1年おくれの、30年度のスタートに向かって、4月にスタートは現状だと厳しいのかなという感覚もあるんですけど、必ずその年度内に何とかできるように、今、調整を進めておるところでございます。

また、2点目の要望につきましては伺って、できるだけその辺は検討させていただきたいと考えております。

以上です。

◆司会

よろしいでしょうか。

◆質問者9

はい。

◆司会

予定の時間もかなり過ぎていますので、子育て支援について最後の質問を受けたいと思います。では、そちらの男性の方。

⑩ 茂原市の特色を生かした、市の目玉となるような子育て事業について

◆質問者10

東郷地区の〇〇と申します。

子育て支援について、市の単独事業として特に目玉となるような事業の特色は無いか教えていただきたい。

◆司会

子育て支援についての単独事業という。

◆質問者 10

要するに、市の単独事業があると思うんですけど、特に茂原市の特色を生かした、市の目玉となるような事例があったら教えていただきたい。

◆司会

ありがとうございます。では、よろしく申し上げます。

☆福祉部長

基本的に、福祉関係の事業を、子育ても含めまして、国が助成をするような、先ほどの経済的な支援、手当関係も含めまして、国から来ている事業、あと、国がこういったことが子育てに役に立つといったような事業というのは、何かしらの形で国の支援がある、大体どこの自治体でも同じようにやっている事業が多くございます。

そういった中で、茂原市で子育て支援のために単独でやっている事業、幾つか思い当たるところをお話ししますと、前に市長のほうからの関係で、まず、プロジェクトチームをつくって人口減少対策、もっと若い職員の意見もいろいろ吸い上げろということで、意見を出してもらった中で、今の子育て中の、0歳、1歳、2歳の子どもさんを抱えている家庭に、おむつ用のごみ袋を配るというような事業を実施しております。

また、単独事業といたしますか、それは医療費なんかにつきましては、ほかの自治体が小学校6年生までだったりするところを中学3年生までとか、遅れている部分も結構あるんですけど、その辺はできるだけほかの自治体に負けないように進めているところでございます。

あと、最近では、赤ちゃんが生まれますと、「おめでとう赤ちゃんセット配布事業」ということで、1子目と2子目は5,000円の茂原市内で使える商品券、3子目以降は1万円の商品券、そして、モバリンのグッズ、タオルですとか、コップですとか、あと、トートバックみたいなものをセットにして、お子さんが生まれたときにそれを配るような事業もやっております。また、あとは、ブックスタート事業は、近隣の市町村ではあまりやっていないんですけど、茂原市では絵本を配るような事業もやっているところでございます。

ちょっと思い当たるのが、こういったところですよ。

◆司会

以上でよろしいでしょうか。

◆質問者 10

ひな壇の皆さんを見ると全員男性で、子育て支援にはちょっとなじまないような、と思いますけど、もっといろいろ有能なですね、女性をもっと管理職に登用したらと思いますけど。

私も、ほんとうに私の直感なんですけど、女性が始めて部長になって、新聞で随分大きなニュースになりましたね。そういう関連でございます。茂原市は随分女性の管理職が少ないのだなと。その辺を。

☆市長

ありがとうございます。

女性登用ということで、実は女性……。優秀な……。

◆質問者 10

さっき1人いらっしゃいましたよ。

☆市長

はい、優秀な女性が来ていますけれども、登用するチャンスを執行部からかなり投げています。ただ、なかなか投げても、本人が、私は結構ですというような事案が結構あるんですね。やっぱり責任の重さと、それから民間によってちょっと違うんですね。責任の重さはついてくるけども、責任の重さと同時にそれなりの対応、報酬も含めて、そういったものが民間ですとそれなりにスケールアップするんですけど、行政の場合は変わらないんですよ。ですから、そのポジションになるならないという、例えば、課長に昇進したり、次長から部長級にという話を私のほうから持っていっても、なかなか大きく差がないと申しましょうか、それが1点。

それと、行政の中でちょっと感じられるのは、今まで日本全体どこを見ても男社会できているところが多いと思うので、その中で、ここにきて女性と言うんですけども、民間とはちょっと違う、何となく違うと言ったほうがいいんですかね、そんなような感じを捉えておまして、私どものほうからは、女性をとにかく引っ張り上げたいという思いでお願いするんですが、もう極端な話ですけども、お願いして、じゃあ私になるんだったらやめますというようなケースも出てきたりするものですから、非常に難しいと、今、ちょっと思っております。

そんなところでよろしいでしょうか。

◆司会

よろしいですか。

◆質問者 10

わかりました。

◆司会

ありがとうございます。

ここで一旦、休憩を挟みたいと思います。大分、予定の時間が過ぎていきますので、あちらの時計で5分程度、15時5分まで、トイレ休憩等を入れたいと思います。

それから、後半の空き家対策について、またご質問を受けたいと思いますので、あちらの時計で5分まで休憩のほう、よろしくをお願いします。

(休 憩)

◆司会

では、休憩後の議事進行を私吉野が進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、2番目のテーマ「空き家・空き地対策について」、市長にご説明をお願いいたします。

テーマ2 「空家・空き地対策について」

☆市長

2番目のテーマでございますけれども、「空家・空き地対策について」でございます。

まず、空家についてですが、空家の樹木、雑草等の繁茂から、民家や道路に樹木が越境していたり、倒壊の危険性が高く、隣家の住民等に危害を及ぼすものまで、空き家問題は建築の問題にとどまらず、公衆衛生、防犯、景観等といった多岐にわたっております。

また、空き地につきましては、雑草が繁茂し、管理が不良となっている場合には、市民の安全と良好な生活環境の保全を図るため、当該土地所有者に対し、雑草等の除去の指導を行っております。

空家・空き地対策は、近年社会的に大きな問題として取り上げられておりまして、重要な問題と認識しております。今後も、市民の皆様からの相談等に応えられるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

この後、都市建設部より、具体的な内容を説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

◆司会

ありがとうございました。

次に担当部長より、事業の説明をお願いいたします。

☆都市建設部長

都市建設部の正林と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

空き家・空き地対策について説明させていただきます。空家につきましては、都市建設部の所管でございまして、空き地につきましては経済環境部の所管でございまして、関連がございまして、都市建設部のほうで説明させていただきます。

まず、空家対策につきまして説明させていただきます。空家につきましては、適切な管理が行われていない空家等が増えておりまして、全国的な問題になっておるところでございます。防災、衛生、景観等で、地域住民の方々の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものも、中にはございます。

そこで、地域住民、居住者の方々の生命、身体、財産の保護や生活環境の保全。また空き家の活用のために「空家等対策の推進に関する特別措置法」という法律が、平成27年5月に施行となっております。

資料をご覧くださいと思います。資料に、「空家とは」と書いてございますけれども、これは正確には「空家等」が入ります。「空家等とは」ということで、お願いしたいと思っております。

まず、空家等の定義につきましては、建築物、またはこれに附随する工作物でございまして、居住その他の使用がなされていない状態——要するに、長期間使用されていないこととでございます。これと、及びその敷地、敷地に生えております樹木や定着する物も含むとされております。

特別措置法の中では、倒壊と保安上危険、それから衛生上や景観などで、周辺的生活環境に著しく悪影響を及ぼしている空家等を特定空家等とっております。資料に4つほど書かれておりますけれども、そのいずれかに該当すると認められる空家等のことを指しております。

空家等の管理につきましては、一義的に所有者または管理者が適切に行うように、法律では定められておるところでございます。

茂原市の状況についてご説明いたしますと、茂原市の空家の現状につきましては、平成25年、総務省統計局の調査によりますと、空家の総数が8,270戸。そのうち一戸建ての空家が4,080戸となっております。

市民の皆さんや自治会からの相談件数は、年々増加しておりまして、内容として主なものが、敷地内の草刈り、樹木の枝の剪定、それから放置物の撤去、建物の修理等でございます。

空家につきましては、手入れや管理がされていないものがほとんどでありまして、また、空家になった時期によっても、状況が異なっております。相談のあったものの一部を紹介させていただきたいと思っております。プロジェクターをご覧くださいと思います。

はじめに、これらにつきましては、建物自体にはほとんど問題はございません。敷地の雑草の刈り取りや樹木の枝の剪定のご相談でございます。写真の中で丸く囲んであるところをご覧くださいますと、木の枝が道路のほうに飛び出していたり、草が家中を覆っていたりということでございます。この相談内容が、相談件数全体の大体75%ぐらいに当たるわけでございます。

次が、建物の一部に問題が生じているものでございます。屋根材のトタンがはがれたり、バルコニーの一部が腐食して落ちていたりするもの。こういったものでございます。これが全体の20%位に当たります。

次でございますけれども、これにつきましては、建物の損傷がかなりひどくなっておりまして、防災、衛生上、周囲の生活環境に著しく影響を及ぼすものでございます。これが全体の相談件数の5%位に当たるところでございます。

資料にもございますけれども、平成25年ごろから、こういった相談が増え続けておりまして、今後も増加傾向にあるところでございます。

次に、空家等への対応でございますけれども、まず、空家の所有者を把握するために情報収集を行います。次に現地調査を行い、状況を確認してまいります。そこで、空家の所有者に通知いたしまして、今後の使用、修繕、維持管理について確認し、対応を求めます。問題といたしましては、通知によりまして、すぐに対応してくれるものは全体の半数ほどしかございません。あと、所有者の確認自体が非常に困難な場合もございます。あと、新聞等でも報道されておりますけれども、所有者の死亡によりまして、法定相続人がみんな相続放棄いたしまして、実際に相続人がいない等の問題もございます。こういう問題に対しては、他市の事例を参考に慎重に対応していく必要があるというふうに考えております。

次に、行政の役割といたしましては、まずこの空家について、どのように対処していくのかという内容につきまして、空家等対策計画の作成が必要になってまいります。その中で、所有者等による空家等の適切な管理の促進を促していかなければならないところがございます。

それから、活用できる空家につきましては、空家等の活用の促進を行ってまいります。

あと、先ほどの特定空家等に指定された場合、それをどのように対処していくかという特定空家等に対する措置の問題が生じてまいります。

以上のような対策を総合的かつ計画的に今後、行っていきたいと考えております。

あと、今後の予定ですけれども、国のガイドライン、それから県の特定空家等判断基準を参考にいたしまして、市独自の特定空家等の判断基準を作成していきたいと考えております。

特定空家等につきましては、特定空家等に認められた場合、建物所有者に対して助言、指導、勧告の措置をとることができます。その後、正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかった場合には、今度、不利益処分にかかる命令を行うこととなりますけれども、それでも履行がされない場合、不十分な場合、期限までに完了する見込みがない場合最終的

な手段として代執行という方法も、とることができるところでございます。この辺は慎重に対処していく必要があると考えております。

最終段階になりますと、特定空家等の措置につきましては、当該市町村の裁量によるところが非常に多いため、学識経験者や専門家を含めた協議会、あるいは庁内の委員会を設置しまして、空家等対策全般について、意見を求めていく必要があると考えております。

また、空家の特別措置法を補完するものとしたしまして、空家等の条例をつくる必要も出てくるかと思えます。これにつきましても、他市町村の空家条例等を参考に、市独自の空家条例の検討を考えております。

空家等対策につきましては、市町村が主体で取り組むものでございますので、国の基本指針に基づきまして、市の実情に合った対策計画を今後、策定していきたいと考えております。以上が、空家対策についてでございます。

次に、空き地対策についてでございますが、これにつきましては、雑草等が繁茂して、管理が不良な空き地について、火災、防犯、病虫害の発生や廃棄物等の投棄等を未然に防止し、市民の安全と良好な生活環境の保全を図るため、指導を行っているところでございます。

実施内容といたしましては、茂原市には、茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例がございますので、これによりまして現地確認、それから当該土地所有者への通知、これは現地の現行写真を同封いたしまして、雑草等の除去の指導通知を行っているところでございます。

また、この中の一例といたしまして、今、見ていただいておりますけれども、ごらんのように、一面に雑草が繁茂していたり、中には人の背丈以上の草が繁茂しているケースもございます。

これ、平成28年度の実績でございますけれども、相談件数が271件ございまして、これに対して指導を行った結果、171件の対応がなされたところでございます。これは、全体の63%に当たるところでございます。

今後の対応といたしましては、空き地の雑草除去の指導件数は年々増えているところでございますけれども、今後も引き続き、所有者に対して指導していきたいと考えております。特に冬場につきましては、雑草が枯れまして、火災の危険性が非常に高まってまいりますので、これにつきましては、長生郡市広域市町村圏組合の消防本部と連携して、指導を行ってまいりたいと考えております。以上が空き地対策でございます。

以上、非常に簡単でございますけれども、空き家・空き地対策についてのご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◆司会

ありがとうございました。

では、ただいま説明のありました空き家・空き地対策について、ご質問、ご意見、伺っ

てまいりたいと思います。大変恐縮でございますが、この質疑の時間につきまして、40分程度、40分という目安の形でさせていただきたいと思います。ご質問なさる方は、繰り返しますけど、先ほどやったように、地区とお名前を言っていただき、1人3分以内というような形で、ご質問をしていただきたいと思いますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

では、一番右の方。

① 空き家バンクについて

◆質問者 1 1

西野地区の〇〇と申します。

私、去年も空き家対策について質問した〇〇と申しまして、私が聞きたいのは、今、市側の説明については何もなかった空き家バンクについて、聞きたいと思っています。

空き家バンクの市側が出している実施要綱の第2条で、空き家とはという条文がございます。その中で「建築する予定又は居住若しくは使用をしなくなる予定のものを含む」ということになっておりますのと、今いう空き地、政府が出している空き地対策協議会の「空家とは」というそのページが、若干食い違っているんじゃないかと思うんですが、この辺の食い違いがないかということと、もう一つは、この「使用しなくなる予定のものも含む」というのは、具体的にいいますと、私が死んだときに、死ぬ前にこの空き家バンクに登録して、これに市側と取り交わしをして、そして、その死んだ後に、市側に全ての処理を任すような約束事ができるかということをお尋ねしたい。

◆司会

茂原市空き家バンクと空き家対策特別措置法の関連ということですのでよろしいですね。

☆企画財政部長

今、空き家についての空き家になる予定だというような意味合いだったでしょうか。

◆質問者 1 1

実施要綱の第2条の(1)に「……居住又は使用していないもの(建築する予定又は居住若しくはしなくなる予定……)」と書いてあります。これも空き家の所有者として、これがしなくなるという状況が、私が死んだ場合に、死ぬ前に市に登録して、死んだ後の処置ができるかどうかという、空き家バンクに活用できるかどうかをお聞きしたい。

ということと、空き家とはの定義が、政府が出している空き家特別措置法の定義とはということと、実施要綱の空き家とは若干、用語の定義が違うんじゃないかと、その辺をお聞きしたいと。

☆企画財政部長

そのとおりの表現をしております。ですから、この空き家バンクについては、空き家を利用して、先ほど茂原市の人口が減っているということで、定住・移住対策に利用できないかというような観点で、空き家バンクを茂原市も4月1日からスタートしました。そこに、まずは所有者の方に登録していただくということで。

先ほどから説明しているような、どうしても使えないものじゃなくて、使える空き家について、これが空き家になることが確実だという予定、まだ住んでいるんだけど、どこかへ引っ越ししちゃうとかという予定物件もあると思うんですよね。そういう方についても、これを誰か利用する人がいるということで、空き家バンクに登録をしていただくという内容です。空き家を悪ものじゃなくて、利用するという観点から、こちらの要綱はできているということで、特別措置法とはちょっと表現が違うようになっているということで、ご理解をいただければというふうに思います。

◆質問者 1 1

具体的には、私が亡くなった場合に、亡くなる前に登録をしたいということで、その空き家バンクに登録をして、死んだ後に、登録したものを市が処分できるような手続にはならないかという質問なんです。

☆企画財政部長

その辺のところについても、死んだ後というのは相続人の方をしっかりと定めていただいて、市がその、誰も受け手がないものというわけじゃなくて、きちんとした所有権がある方が登録をしていただいて。市が全部処理するんじゃなくて、それを今度、私もそれを利用したいということで、登録していただいた方と所有権のある方でお話し合いをしていただく。その仲介をするというような流れになりますので。誰ももう使う人がいないのを市が何とかしてくれるかという、バンクですので、お互いの話し合いとなります。その中で、もし所有権を、空き家を売ってしまいたい。借りたいという方があったら、間に仲介で、不動産業を持っている方を紹介して、いろんな手続をやってもらうというような流れになります。自分たちでできるよという方は、自分たちでお話し合いをしながら、売ったり、貸したりをしていただくというような、一つのバンクですので、そういう形です。

◆司会

よろしいでしょうか。

◆質問者 1 1

では、もう身内も何も無いということで亡くなった場合は、死ぬ前の契約とか、バンクとの手続等で、それを不動産屋を指定してとか何かはできるんですか。

◆司会

〇〇さん、大変重要な問題だと思いますが、この問題は個々の問題になると思いますので、直接、後で企画財政部長のほうと話し合っ、その解釈について、お聞きいただきたいと思、よろしくお願、いたします。

ほかにござ、いますでしょうか。そ、ちらの方。

② 倒壊の恐れのある建物の把握について

◆質問者12

五郷地区の〇〇で、ござ、います。

私のところは、先ほど都市建設部長のほうから説明受け、まして、理解いた、して、おります。国のほうも、空き家対策推進特別措置法という、こと、で3年前に、できて、や、っております、けど、市のほうも順次、条例等、つく、って、や、っていくと。確かに市も今、まで、さまざまに、や、っております。市の、という、こと、で、茂原市も大変、だ、と思、う、んですけど、その説明、の中、で、茂原市の空き家現、状、で、一戸建、て、の建、物、が約4,000戸、という、こと、記載、して、あり、ます、けど。この中、で、特別に危、険、性の及、ぶ、よ、う、な、倒、壊、の、お、そ、れ、の、あ、る、よ、う、な、も、の、は、ど、の、く、ら、い、把、握、さ、れ、て、い、る、の、か、な、と、い、う、の、が、聞、き、た、か、っ、た、ん、で、す。

把握、さ、れ、て、な、け、れ、ば、こ、れ、か、ら、順、次、や、っ、て、い、く、と、い、う、こ、と、で、最、後、今、後、の、予、定、の、中、に、入、っ、て、お、り、ま、す、け、ど、ど、う、な、の、か、な、と、い、う、の、が、聞、き、た、か、っ、た、の、が、1、点、と、も、う、一、つ、は、所、有、者、不、明、の、空、家、で、す、ね。国、の、ほ、う、も、10年、20年、た、っ、て、も、い、な、い、場、合、に、は、そ、れ、を、国、の、ほ、う、で、財、政、を、投、じ、る、よ、う、な、法、律、を、つ、く、っ、て、い、く、と、か、何、か、ち、よ、っ、と、聞、い、た、こ、と、が、あ、る、ん、で、す、け、ど、こ、の、よ、う、な、も、の、に、対、し、て、は、ど、う、い、う、ふ、う、に、対、策、を、講、じ、て、い、く、の、か、な、と、い、う、ふ、う、な、2、点、を、お、願、い、い、た、し、ま、す。

◆司会

あ、り、が、と、う、ご、ざ、い、ま、す。

で、は、回、答、お、願、い、い、た、し、ま、す。

☆都市建設部長

そ、れ、で、は、4,080戸、の、う、ち、保、安、上、危、険、な、建、物、で、ご、ざ、い、ま、す、が、一、応、市、で、把、握、し、て、お、り、ま、す、の、は、495戸、ほ、ど、で、ご、ざ、い、ま、す。

実、際、こ、の、4,080戸、と、い、う、の、は、総、務、省、で、行、っ、た、調、査、で、あ、り、4,080戸、を、市、で、全、部、把、握、し、て、い、る、わ、け、で、は、ご、ざ、い、ま、せ、ん。495戸、が、保、安、上、危、険、な、建、物、と、い、う、こ、と、で、認、識、し、て、お、り、ま、す。

そ、れ、か、ら、所、在、が、不、明、な、空、家、等、の、対、応、に、つ、き、ま、し、て、は、他、市、の、空、家、条、例、等、を、参、考、に、市、独、の、空、家、条、例、の、検、討、ま、た、市、の、実、情、に、合、っ、た、空、家、等、対、策、計、画、の、作、成、を、検、討、し、て、い、き、た、い、と、考、え、て、お、り、ま、す。

◆質問者 1 2

ありがとうございました。

◆司会

よろしゅうございましょうか。

では、ほかの方、いらっしゃいますか。では、そちらの方。

③ 空き家および空き地の所有者の情報開示について

◆質問者 1 3

同じく五郷地区、〇〇と申します。

私の質問は、空き家及び空き地の所有者の情報開示についてであります。もちろん、空き家対策については、行政のほうの仕事なんでしょうけども、近隣の住民、あるいは自治会でも、結構これに関心がありまして、住民独自でできることはやっていこうというような話がいろいろとあります。そのときに一番ネックになるのは、所有者に関する情報がなかなかつかめ得ない。市のほうに連絡をとったとき、私の聞いた話では、個人情報なので、そのあたりはお教えできない。かわって市が言ってあげます。もちろん、それはそれでいいんですけども、実態をよくわかっている地元の住民、あるいは自治会ということで置きかえてもいいと思うんですが、そのほうに所有者の情報を開示して、そちらで独自に進めていくという方法はとれないかなということを考えて、ぜひ検討をお願いしたいということで、お話をお聞きしましたら、先ほどの部長の説明で、管理条例を今からつくられるということをお聞きしましたから、できれば、この条例の中に、こういう情報開示についての一項を入れて、そこをスムーズに対応できるようにしていただければということで、質問、要望が一緒になりましたけれども、よろしく願いいたします。

◆司会

ありがとうございました。

では、所有者の開示について、お答えお願いいたします。

☆総務部長

今、ご質問いただきまして、確かに地元に住んでいらっしゃる方については、情報開示していただきたいという気持ちは、とてもよくわかるんですけども、個人情報保護条例というのがございまして、なかなかその情報開示というのはできないと。今、市のほうでも、そこまでは開示できない。できるだけ市のほうで調べさせていただいて、ご連絡をとっているという状況ですので、その辺につきましては、情報開示については今のところ、できません。申しわけございません。

◆司会

ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

◆質問者 1 3

確かに法令を盾にとられると、もうぐうの音も出ないですけども、何かできませんでしょうか。個人が聞くのではなくて、自治会という一つの単位でありますので、そのあたりの何かこういう条件、こういう条件を満足すれば、開示もやむを得ないとか、何かそういうふうな方法を考えてもらって。法令を前面に出されれば、もう話はこれでおしまいということになるので、いかがでしょうか。

◆司会

総務部長からよろしくお願いします。

☆総務部長

先ほど言っていた管理条例とかがございますので、ちょっとその辺の、ほかの自治体の例を見まして、可能であれば、できるような形を考えていきたいとは思いますが、現状では難しいところです。

◆質問者 1 3

わかりました。

◆司会

どうもありがとうございました。
ほか……。じゃそちらの方。

④ 東部小学校の土砂流出について、市長と話し合う会の開催方法について

◆質問者 1 4

東部台の〇〇と申します。

空き地の問題、雑草が繁茂して、火災になるという問題ももちろんありますが、同時に、大体空き地というのが、土どめがちゃんとしてなくて、土砂が流れ出していくという場合が非常に多いと思うんです。これに関しまして昨年、空き地どころではない、東部小学校のグラウンドから土砂が流れ出して、排水路を塞いでいるということで、対処していただきたいという要望いたしました。これに関して、その後、市のほうとしてはどういう処置をとられたのか。少なくとも現場を担当者が見られたのか。まずそれを質問して聞いて それからも一つ、最後に、この会のやり方が、今回は変わったわけですが、今までは自由

な質問ができた。これが今回からは、一定のテーマが市のほうで決められてしまって、自由な発言はできなくなってしまった。こういうやり方は、やっぱり市民の意見を聞いてからやっていただきたい。もしこういう特定のテーマで、こういう会議が必要であるなら、それとはまた別に、今までと同じようなやり方での市民、市長との話し合い、こういう会を。

以上です。

◆司会

じゃ、まず東部小の土どめの件に関して、お願いいたします。

☆総務部長

私、昨年、教育委員会におりましたので、確かにお話をいただきまして、東部小の南側のフェンスのところの件だと思います。きちんと見てきました。土木の側の人間と連れて行って、見てまいりました。東部小のほうが、排水口のところよりも、土が上がっているの、土が出てきて、確かに〇〇さんがおっしゃったように、U字溝のところは全部埋まって、今、排水の用は、なしてないと。現状を確認させていただきました。

ただ、はっきりしなくて申しわけないんですけど、そのときの土木の側の意見ですと、そこは確かに、本来ではU字溝が必要だから、U字溝を入れたというふうに言っているんですけども、現状、東部小学校の排水が非常に悪いので、あそこ、何回も排水の工事をやって、土をいっぱい盛った結果、非常に上がってきてしまって、流れ出してしまって、あそこの排水口は使えないんだけど、そのかわりじゃないんですけども、排水路をほかに確保してあるので、そのU字溝については、現状はそのままだったというふうに、はっきり言えなくて申しわけないんですけども、そういうふうな問答があって、確認はしております。もう一度、確認してまいりますので、申しわけありません。

◆質問者14

現状は何も変わっておりません。それで、雨が降ると、たまっております。この間みたいに大雨のこともありますし、ぜひこれは、土砂が漏れるのであれば、土砂が漏れないようにすべきだと思うんです。この辺の対処をよろしくお願いします。

◆司会

じゃ、よろしいですね、この件に関しましては。

☆総務部長

もう一度、確認させていただきます。

◆質問者 1 4

もう一点、会のやり方について。

◆司会

市長と話し合う会のやり方につきましては、先ほど進行のほうからありましたように、自治会長連合会と市のほうで話し合った上で、このテーマを決めたということでございますので、市民と……

◆質問者 1 4

それはおかしいじゃないですか。市民の一般の人の声を聞くべきじゃないですか。だから、アンケートとってください。こういうやり方がいいのか。あるいは、市民、何でも相談できる会のほうがいいのか。それはもう連合会長が決めることじゃないでしょう。市民が決めることでしょう。

◆司会

自治会というのは市民の代表でございます、あと、この会は、私どもはこのテーマに沿った形で、お話を、皆さんの意見を聞くということでございますので……

◆質問者 1 4

だから、去年から変わったのはなぜかといっているわけですよ。なぜやり方を変えたのかと言っているんです。

◆西條（茂原市自治会長連合会会長）

本納の西條です。

今の〇〇さんの発言は、もっともな事ですが、私は、茂原市は非常に開かれた団体だと思っているんです。閉鎖性は私、感じません。ですから、市長の話、市長の手紙、いろいろあるじゃないですか、情報はね。そこで、どんどんそういう問題、どんどんぶつけて、都度、問題を聞いたらいいいと思います。

ここは、今までは多くの問題をやってきました。そうすると、もう時間が足りない。そうすると、どうしても中途半端な答えになってしまいます。そうしますと、不満が募るということで、少しでも話題を集中的にやって、毎年の開催ですね、内容が。そういうことにして、市民はどんどん聞きたい方はどうぞ聞いてください。回答、求めたらいいじゃないですかということで、今回はそういう相談をしたわけです。私、連合会長の西條です。そういうことで進めています。

どうぞ、皆さんね、私からお願いですけれども、聞きたいことはどんどん市へ聞いてください、担当に。必ず答えてくれます。私も今までいろんなことを聞いています。それも

全部、答えいただいています。できる、できないも含めてね。ぜひ、そのように進めてほしいと思います。

◆司会

ありがとうございます。

それでは引き続き、空き地・空き家問題について進めさせていただきます。少し、紙を上げている方。

⑤ 空家特措法への対応について

◆質問者 15

高師に住む〇〇でございます。

まず、この特別措置法が施行されてから2年半になります。で、今後の予定というところに協議会または委員会の設置。それから、この対策の計画の作成というのが、この法律に計画の作成というのは、第1条に、はっきり書いてあるんですね。それから、協議会の設置なんて、第7条に、法律にしっかり書いているのに、この2年半、どういうことを計画の作成、それから協議会の設置。こういうものについて、2年半経過して、この間、どういうことを担当部署の課でやってきたのか、まずね。

それから、今まで現地調査したようにやっている中で、ちょっと、私もどっちがいいのかわかりませんが、建物が無いほうがいいのかね。まず、建物が無いほうがいいのか。更地にしちゃったほうがいいのか。ただ、税金でいうと、固定資産税の適用からいうと、例えば200平方メートル以下の土地には、建物があれば、土地に対する固定資産税は6分の1なんですね。それで、200平方メートルを超えれば、これ3分の1なんです。要するに、建物があれば、固定資産税が6分の1。200平方メートルを超えると、3分の1。ですから、個人の所有している人は、どっちをね。自分の出る財布は同じですから。どっちで税金を払ったほうがいいのか、これ考えると、思うんですね。

そうすると行政だって、指導するのに、あなたのところは建物、相当くたびれてるから、どうしよう、こうしようといったって、個人は相当考えるんですね。ですから、行政の指導、今、何ですか、代執行みたいなこともいいましたが、今後、法令外、土地、建物。建物があつたほうがいいのか、ないほうがいいのか。私は、ないほうがいいのかと思うんですけども、税金の関係でいうと、所有者は考えますね。

それと先ほどから触れていますけども、行政から連絡のとれない人、それから相続の関係がはっきりしてない。今、市はほかのところから情報ももらっている。ほかの市町村から情報ももらっているんですけど、これが将来にはどうなるのか。連絡もとれない。相続の関係もはっきりしない。そうすると、行政執行もできないでしょう。こういうものをどうするのかというね。法律も5年経過して、検討しますになっていますから、あと2年半ですけれども、そのころまで、市としての方針をしっかりと確立していく必要があると思うん

です。

以上です。

◆司会

ありがとうございました。

では、お答えをお願いいたします。

☆建築課長

今の質問にお答えいたします。どういうことを今まで行ってきたかということですが、空家の担当は建築課で行っております。現在、皆さんからのご相談等を集め、所有者の情報を探し、現地を調査しながら所有者に対し、今後の使用・修繕・維持管理について確認しているところです。

それで、〇〇さんの言っている空家等の対策計画につきましては、平成29年10月1日現在、県下54市町村の内、7市町村で策定済でございます。また、協議会のほうにつきましても、20市町村で協議会あるいは委員会というのが設置されております。

そういう点におきましては、本市は多少遅れているというのは重々、認識はしておりますので、先ほど部長も申し上げたとおり、今後、空家対策がスムーズにいくように、協議会、委員会等の設置を検討しながら行っていきたいと考えております。

また、相続不明等の問題につきましても、まず、相続登記というのは、法律上何時までに行わなければならないといった制限はないと私どもでは認識しております。そういう中で、私たちの方でも、皆さんからの相談のあった空家、先ほど、ちょっと朽ち果てたような空家の中でも、何軒かは相続放棄あるいは所有者不明等の建物も実際ございます。現在、他の自治体等に照会等かけまして、相続の問題について行っております。皆さんにはいろいろとご迷惑かけるとは思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

◆司会

ありがとうございました。

ほかの方、いらっしゃいますか。どうぞ。

◆質問者15

建物があつたほうがいいのか。更地になつたほうがいいのか、どうですか。考え方。

☆都市建設部長

建物があつたほうがいいか悪いかというのは、あくまで個人の財産でございますので、我々行政から、そういうお話をするわけにはいかないと思ひます。あくまで所有者の方の

判断になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◆司会

ありがとうございます。

じゃ、質問、お願いします。

⑥ 休耕田への対応について

◆質問者 16

本納8区滝の谷自治会、〇〇と申します。

私は今日のテーマ、空き地ということで、何が何でも行って、話してこなきゃいけないと思ってきたんですけども、何か、そちらの空き地のイメージと、私の考えている空き地のイメージがちょっと違うかなと思うんですが、私は休耕田について、お話ししたいと思ひます。

私の滝の谷地区にはかなり休耕田がありまして、昨年、休耕田に太陽光発電を建てるといふことがありまして、4カ月かかって、業者が排水路がないといふことで、撤退しました。また今年も同じところに、また違う業者が太陽光発電を建てるといふことで、話がありまして、今回は5カ月かかりました。それで、農業委員会にも4回、傍聴に行きまして、農業委員会のやりとりもいろいろ聞きました。

それで、私たちが、去年はかなり動員をかけて撤退させて、傍聴といふこと、わからなかったんですけど、今年は事務局の方に傍聴がありますよと聞かされて、傍聴に伺いました。で、今回はとてもひどい業者で、最初から虚偽の申請が出ていたわけですよ。地権者に合意を得たとか、あるいは自治会長へ回覧回したと。それ全部、虚偽だったんですけど。

それで私も、こんな業者を相手に自治会がどうして対応しなければいけないのかといふことで、思い余って、市長さんにお手紙書きました。市長さんがお読みくださったのか、わかりませんが、住宅地の中にそういうのを建てることについて、条例化するには、県と連携して対処していきたいといふお手紙をいただきましたけれども、今回の11月15日の広報にも、自治会に入ろうといふキャンペーンが出ていましたけれども、とても自治会を、こういう大きな問題を背負って、業者と折衝しながら、問題を解決しなければいけない。そういう役割、責任が自治会にあるのか。

あるいは、農業委員会の事務方にも行きましてし、都市計画の方にも行きましてけれども、市民の生活を誰が守ってくれるのか。市役所のどの部署が、市民の目線で、私たちの生活を守ってくださるのか。私もこれからあと2年、今までも2年、会長をやってきました。今度は2年間、顧問という立場で、また自治会に携わっていかなきゃいけないんですが、またこの問題が出てくるのは必至だと思います。だから、市役所のどの部署で、私たちの、市民の生活を守ってくださるのかといふことをちょっとお聞きしたいなと思ひます。

◆司会

じゃ、当局のお答えをいただきますので。お願いします。

☆都市建設部次長

太陽光の設置ということで、太陽光の発電に関しては、建物、構造物にかかわらないことで、まだ市には、条例とか規制するものが何もございません。その中で、他市の事例とかも、景観条例とかそういう中で規制している他市もありますので、県と連携しながら、条例の設置を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆質問者 16

どの年度を目途にしてお考えいただいているのか……。

☆都市建設部次長

検討するのは今年度からやっていますので、その時期はまだ、はっきりはまだ言えません。すみません。

◆司会

今後の次第について、当局のほうといろいろ相談してください。
では……。

◆西條（茂原市自治会長連合会会長）

ちょっと今の件ですね。私ども管内の大事な人で、女性ひとりで頑張っているんですが、今言ったように、空き地に雑草地を買って、そこに世話をするって、非常に多いんです、今。そういうことで、家の真ん前にできるとか。この間、市のほうでは、まだそういう条例がないし、建築物ではないと。手が出せないというようなお話ですけれども、要は自治会が単独で、そういう処理を業者とやるのか。市は応援してくれるのか、くれないのか。市のほうで何とかしてくださいよ、こうお願いしているわけです。そうですよね。だから相談に乗ってあげてください。業者との間の。それは私どもも同じです。以上です。

◆司会

では、市のほうの回答、お願いいたします。

☆都市建設部次長

業者も、設置前には、何か規制する条例ありますかとか、窓口には来ます。窓口に来た場合には、エネルギー省で今年の3月ごろから、設置についてのガイドラインをつくって

いますので、ガイドラインに沿って設置してくださいということを窓口でお願いしていますので、あとそれ以上はちょっと。規制も何もありませんので、また条例の制定に向けて、検討していきたいと思っています。以上でございます。

◆西條（茂原市自治会長連合会会長）

これ、大事な話で、非常に多いんですよ。これからも、どんどん増えるというか。それで、市が、そういう問題がないから、条例も何もないから、考えます、考えますでは済みませんよ。現実の話をしているわけ。相談が、私はできませんよと。自治会では、そういう根拠もない、力もないから。どこかそういう問題が起きたときは、市が中に入って、処置を進めてください。情報は提供、自治会が提供するけれども、市は助けてくださいとお願いしているのに、条例がどうだこうだで、それじゃ、進まないじゃないですか。そうでしょうか。

だから、こういってくださいよ。そういう情報については、どんどんくれと。我々も話し合いに、助太刀してあげますからといってください。それをお願いしているわけ。

☆市長

ちょっと私のほうから。

今、困っている事案が結構あります。太陽光もそうなんですけど。この間も新聞に載りましたけど、再生砂、再生土というような問題ですね。これ、法律は、上位法令でして、国がこう決めた法律というのが、かなり。私どもが仮に、今ちょうど、それ確認しているんですけど。茂原市で、あしたから条例をつくって、太陽光だめですよと農業委員会に言っても、国がもう認めちゃっているやつは、だめなんですよ。つまり、それを盾に業者のほうは訴えてくるわけですよ。それで強制力があるかという、茂原市の条例、全然、強制力ないんですよ。非常に嫌らしいところを突いてきています。

今の滝の谷の事例は休耕田の話ですが、実態として中の島でも、普通の住宅地のど真ん中に太陽光を、これ届け出が必要ないんで、勝手に自分たち業者で、ばあっとやっちゃっているわけですよ。通常ですと、良識のある人たちであれば、隣近所にも了解をとりながら、自治会にも了解をとって、こう進めていきますからというような形でやっていくのが普通だと思うんですが、待たなしで、完全に関係なくして、自分たちの思いどおりにできちゃうんですよ。これで、後から、行政、何やっているんだって言われても、今の法律上、とめる規制がないんですね。だから後手を踏んでいます、こういう事案は。

今、本当に大変だと思いますけれども、これはもう農業委員会が、農業委員会はこれ認めているんだろう？

☆経済環境部次長

今、許可はしていません。

☆市長

農業の委員会は今のところ、まだ許可してないんで、多分、無理だと思います。ですが、今言ったように、法律上、どうしても強制力はないんで。法律にのっとった形でやってこられちゃうと、もうお手上げです。

今、太陽光の話をしましたけど、砂の問題がそうできて、これはちょっと厄介な問題がいろいろと絡んでおりましたですね。強制撤去、代執行をかけるような事案も今後、多分増えてくるんじゃないかと思っていますが、今の状況ですと、意外と緩いんですね。

僕はもう常日ごろ、市の行政マンには言っているんですけど、最終的に来るのは、先ほどの〇〇さんじゃないですけど、全部、末端の行政に来るわけですよ。末端というのは市町村です。茂原市に例えば太陽光をやれば、茂原市に来る。茂原市行政に来るんですけど、これ、許認可というのはやっぱり上のほうで決めちゃうんですね。茂原市に来られても、これ、どうにもならない事案というのが、今後また増えてくると思っておりますので。条例つくれ、条例つくれと言われても、その条例が果たして、その効力あるかどうかという、非常に……。

それを今ちょっと確認していますけど、法律上の問題になってくるんで、何とも言えないところがあるんで。やった場合には、逆に勝てなかった場合は茂原市、負けちゃいますから。そこは慎重にいかないといけないというのがあるんです。

だから、一担当者では、そこまでの、申しわけないですけど、権限というか。一生懸命、何回も言っていますが、歯切れ悪いのはその辺にあると思いますので、ご理解していただきたいと思います。

◆司会

どうもありがとうございました。

大変難しい問題であるということをございまして、今後とも引き続き、ご検討いただきたいと思います。

当初お願いしました40分程度の時間ということなんですけれども、最後にお一人だけ。じゃ、どうぞ。

⑦ 市の空き地の認知方法について

◆質問者17

〇〇と申します。

今度は簡単な問題なんですけど、特定空家のこれ、定義が決まっているというのはプロセス。どういう、何をもって認知するのか。さっき、情報開示できないと言われたので、我々の考えているのと、役所が管理しているのと食い違いが、チェックできないんですね。その辺をどういうプロセスでやっているのか、教えていただきたい。

◆司会

それでは、お願いいたします。

☆都市建設部長

特定空家につきましては、市独自の判断基準をつくりまして、協議会や委員会の意見を聞きながら、特定空家として判断していきたいと考えております。緊急性がある場合には、他の市町村の事例を参考にしながら内部で協議したいと考えております。

◆質問者 17

そんな難しい話じゃなくて、誰が届け出たら、役所が受け付けていただいているのか、その、役所が最初に受付としているのは、何を受付としてやっているかということ。こちらから何かをやらないと、空家として認識しないのか。どこからか情報をもらって、空家としているのか。その辺のプロセスですね。

☆都市建設部長

それにつきましては、自治会とか周辺の居住者の方から、教えていただいております。

◆質問者 17

我々が言わないと、わからないということですね。

☆都市建設部長

そういうことになります。

◆質問者 17

市役所では、わからないということですね。

☆都市建設部長

我々がそれを知ることができれば、それはそれでやりますけれども、わからない場合は、例えば通報なり教えていただかないと……。

◆質問者 17

わかりました。情報開示がないと、そういうところは、こちらではチェックできないということはわかりました。

◆司会

すみません。ちょっと時間になっちゃったんで。最後にひとつ。

⑧ 空き家バンクの活用方法について

◆質問者 18

すみません、最後のお時間いただきました○○です。

担当部長さんのほうから、担当課長さんにも、先ほどスケジュールとか説明いただいたんですけど、495件保安上危険な建物というか、そういうものがあると。えらい数があるわけです。先ほど他の方が、法律は3年前にできていたというようなご発言ありましたが、495件、そういう保安上危険な建物、老朽化したものがある中で、かなりスピード感を持ってやること、重要だと思います。そうなりや、今後、対策計画等の作成になると思うんですけど、特定空家等のそういう基準等も必要ですけど、その利活用策のほうも十分、ご検討いただくかと思うんですが、例えば榎町の空き商店、いっぱいありますよね。そちらとかとのプチ開業みたいなものを後押しするとか。

あと先ほど、ほかの方が休耕田の話が出てましたけど、休耕の農地もセットで農業委員会と一緒にあって、貸し出す。その前提としては、空き家バンクを4月から始めたそうなんですけど、ホームページを見ていると、まだ一軒しか登録がないようなんで、その辺の空き家バンクの制度を周知して、例えば休耕田とのセットですよとか、榎町の空き店舗とのセットで貸し、創業みたいのを支援するとか。

あと、空き家バンクに登録した、これ、かなり予算がかかりますけど。空き家バンクで登録した物件をリフォームして、市外から入られた方には相当な補助金額を出されるとか。あとは、空き家バンクとは、ずれますけれども、空家の所有者の方から寄附を市にしてもらって、その空き地を見童公園とかそういうのに整備するんであるとか、その辺を全庁的な対応として、空家等対策計画、こちらのほうをご検討いただければと思います。

そうすれば、人口流入もかかる効果もより強まるでしょうし、総合的に空き家対策の計画って重要だと思うんで、ご検討をお願いしたいと思っています。せっかく条例つくるんですから、その辺も条例化すれば、上の法律で、そういうのだめだよとなっていればできないでしょうけども、可能であれば、市として、市独自の施策として、どんどん散らしていくことが重要だと思っています。

以上です。

◆司会

ありがとうございます。

今のは、全庁的な形で空き家対策の基本的なものを進めてほしいという要望としてで、よろしゅうございましょうか。

◆質問者 18

いいです。

☆都市建設部長

それでは、今お話にありました内容につきましては、空家対策等の計画における定める事項に含まれており、茂原市の実情に合った計画を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◆司会

どうもありがとうございます。以上で質問を締め切らせていただきます。

それでは、本日の総括を市長のほうからお願いいたします。

市長総括

☆市長

ほんとうに貴重な時間、また今回は、〇〇さんに怒られましたけれども、テーマを決めて、いろいろと話させていただきました、ありがとうございます。

まず子育てのほうなんですけれども、産前産後サポートセンター、結構今、使っている若い方たちが増えてきておまして、何でこんなになっているのかなと思って、私もあんまり気がつかなかったんですけれども、今の若い世代の方たちは、親御さん、おじいちゃん、おばあちゃんと離れた、昔よく言われますけど、一つの家には3世代とか4世代が当たり前だったんですが、今かなり、別々に住んでいる方、特に遠くから来ている方たちがいるようでございまして。それで、産前産後サポートセンターをやってみてびっくりしたのは、ものすごい相談件数なんですね。親御さんとかおじいちゃん、おばあちゃんに聞けばいいじゃないかという話なんですけど、そうじゃなくて、直接聞いて、そして来てもらって話して、初めてわかるような事案が結構増えてきたりとか、あるいは、よくわからない親御さんも結構おまして、びっくりするんですけども。そんなようなことで、産前産後サポートセンター、やってよかったなと思っております。

それに付随して、母子健康包括支援センター、これ一体的にやろうと思っております、保健センターの中でやるものですから、一応、そのラインがつながるわけです。一つは、産科の、茂原市内、今、育生さんと作永さんに産科やってもらっているんですが、そういった産科の先生たちも、今までは産前産後サポートセンターがなかったために、自分たちのところで、そういう話までやっていたわけですね。ところが、サポートセンターができたんで、その部分は切り離しができたということで、非常に助かると。なおかつ、まだ困っている場合はと云ったら、電話で直接、サポートセンターを介してできる。これをもうちょっと上げようという話が今、ありまして、これは多分、県内、あんまりやっていないよな。茂原はまとまってやろうと思っております。

さっき、自分で何かやっていますかってありましたが、これがそうです。画期的なことなんですよ。これをやったことで、まねするところが結構出てきておまして、この輪が広がってくると、また違ってくるのかなと。それぐらい今の、申しわけないんですけど、

若い人たちの子育てに対する、育て方という仕方が、なかなかわかってらっしゃらないというのは今言ったように、離れているところに移り住んできているので、そういった指導を受けないで、今の若い人たちは育ってきちちゃっているというところに、大きな問題があるのかなという感じを受けております。

ですから、茂原市としては、そういう意味ではかなりやってきておりますが、ですがですね。いろんなところで、もう医師会の中でも、あるいは県の保健医療センターの会議なんかでも言っているんですけども、致命的なことがあるんですね。致命的なことは何かといいますと、皆さん方にも多分話したと思いますけど、産科がないんですよ。

地方創生、国はあれだけ、さんざん言っているわりには、今回も医療の見直しをかけています。薬価もそうですけど、かけていますけれども、根本的な大きな問題として、産科医がいません。日本全体とってみても、減っています。実際、国は増えているというんですけども、増えているのは女性の割合でございまして、この割合というのが、途中でドロップするわけですよ。自分たちも子ども産んで、育てなきゃいけないんで。もう産科の先生はできませんと投げちゃうんですよ。臨時では動くけれども。

そうなってくると、ここもそうでした、今、茂原市内、かつては12カ所、産科がありました。今言ったように育生さんと、それから作永さんをお願いして——お願いしてですよ。今やってもらっています。これはもう風前の灯火になってきておりまして、じゃ、産科なくなったらどうするの。茂原市、どうするんだって、すぐ、皆さん方の発想からすると、行政にどうするんだとってくるんですけど、行政、どうしようもないんですよ。さんざん言っていますから。千葉県にも言っていますし、国会議員の先生にもさんざんお願いしていますけれども、この問題自体は、一向に方針すら見えてこないということは、地方創生といっても、子どもを産む場所がなければ、子ども、増えませんよね。

産前産後サポートセンター、一生懸命、茂原市がやっても、子育ての支援をしようと思っても、実態として、それが無い場所に。はっきりしているのは一宮ですよ。一宮は今、サーファー、若手はいっぱい来るんですよ。来ます。でも、今、一つ、夷隅で、森川さんが今、やり始めたんで、まだ救いなんですけど、産科がないです。したがって、若い人たちは、いや、ここじゃ、お産できないんだ。だったら、戻りますよとなっちゃうわけですよ。

だからこれは、東京は地方に子どもを増やして、東京にまた戻してもらおうと思っっていますから、地方創生。国は、大都市にそういう指示を出して、やっています。地方はそれにのっかってやろうと思っっていますが、根本的な最大のネックを解消してくれない限りは、これは地方創生はなかなか難しいかなというのが、正直なところですよ。

どうしようかと今、ほんとに真剣にここ数カ月、もちろん作永さんにも協力してもらい、育生さんにも協力してもらい、あるいはほかに産科いないかということで、今、いろいろ当たって、何とかやろうと思っ、対策を練っっていますが、非常に難題でございまして、こういうことをまづもって、ご理解をしておいていただきたいと思っしております。

そんな中で、いろんな話が出てきましたので、これはそれにのっとって、例えば本納の学童クラブ、20人ぐらいで、必死になってやっているというんですけど、これも一つずつ改善させていこうとしておりまして、例えばその西小が、本当にどうしようもなかったんですけど、学校の施設の一部をつくり直しまして、そこに学童クラブを持っていったりしてきておりますので、いずれ本納のほうも、そういうような感じにしていきたいと思っております。

あとは、貧困問題なんですけれども、茂原も貧困世帯が結構いましてですね。東京で結構、動き出しているんですけれども、子ども食堂というのがあります。これは、使われていない食材を、あるところが受けて、食べられないお子さんや親御さんまで食べさせちゃおうというような食堂を、ボランティアでやっていただいたりなんかしていますけど、これをやれないかということで、検討させていただいています。

今、「ひなた」って、新茂原のところにあるんですが、そこで、恵まれない、そういう貧困家庭の方たちに何か配れるようなものがあればということで、そこに寄附、使用期限がまだちょっと残っているような食材であれば、そこに持って行っていただければ、そういった貧困世帯に配ったりとか、こういうような活動をし出しておりますので、何かお力をかしていただけるのであれば、そういうことを検討していただければと思っております。

それから本納駅の駐輪場の件は、ちょっと当たらせますので、場所がうまくあるかどうかということじゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

あと何かいっぱいありましたね。〇〇さんからも何か言われましたが。空き店舗と空き地、空き家の話なんですけど、2年半たって、まだ、なかなか進んでいないのが実情なんですけど、これもすごく嫌らしいところが、難しい問題が結構ございます。

現実問題として一つ、直近であった事案なんですけれども、これは綱島のほうで、放火の案件がありましてですね。家は燃えてしまいました。ただ、外壁は残ってまして、そこがもうつぶれかかっているんで、何とかならないかという事案です。その土地の相続人がいます。もう所有者は亡くなっておりまして、相続人がいまして、相続人に何とかしてもらいたいといいましたら、相続放棄するわけです。

相続放棄された場合、どうするかというと、あれは財産管理人がそれを管理して、処分するんですが、解体費用がものすごく高いんで、合うか合わないかって、合わないですよ。じゃ、どうするんだという話なんですけど。こんなところが現実問題としてあって、その放棄した連中から取れるかといったら、取れませんから。だから、こういうような事案とか幾つかこの後、おそらく同じような案件が出てくると思っております。

都内とか、それなりに地価が高いところであれば、解体して、土地を売って、それで処理して、まだ残るといふようなところはあるかもしれませんが、そういうようなことが考えられないとなると、非常に難題だと思っております。あとはどうするかというのは、ちょっと難しいかな。

これは、そういう相続人がいれば、相続人の人たちがきちっとやると思います。生前で、

亡くなった場合、どうなのかという話なんですけど、空き家バンクに。空き家バンクに登録するというのは、あいている……。おそらく、空き家が今これだけ多いというのは、所有者がいるわけですね。所有者がいて、地方に行ったりするケースというのは非常に多いです。その人たちは、この茂原の実態をわからないんで、そのまましばらく放置していますが、いざ自分のところにかかわってきたときは、放棄するケースが非常に増えてくると思うんです。プラスマイナスで必ず計算やりますでしょう、皆さんも。合わなければ、それはもらいたくないんで、放棄しちゃうわけですよ。そうすると、困るのは行政なんです。これをどうするかというのは、今後の非常に、さっき言ったような事案が出てきますので、課題になってくるかなと思っております。

それと、空き店舗を活用してやったらどうだというんですが、空き店舗と空き家とのマッチングというのは、意外と簡単なようで難しいですね。空き家バンクは1件しかないというのは、まさにそこに尽きると思います。やっぱり権利関係を侵されたくないという人が非常に多いです。特に商店街なんかの人たち。これはまあ実際に「どうですか。貸してくれませんか」と一軒ずつ回るじゃないですか。中心市街地の活性化で、空き店舗が多いから、何とかしてくれませんかって皆さんから言われるから、行政も一軒ずつ当たっていくじゃないですか。何軒が「はい」っていったと思いますか。「貸していいですよ」って。200軒あったとしても、10軒ないですよ。それぐらいやっぱり権利と、使うほうの側とのギャップが、おそらくまだあるんじゃないか。行政が保証してくれればいいというんですよね。それはそうですよ。そこまで保証はできませんから。そういうような事案が今後も多分まだ出てくるかと。でも、やらなきゃいけないんで、一つずつやっていく予定でおりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

先ほど言ったように、太陽光の話が出たんで。大変だと思います。耕作放棄地、休耕田で、そこにやるというんですけど。条例を決めたらというんですが、これ今ちょっと条例つくるようなことを言っているんで、多分、条例つくるとは思いますけれども、さっき言ったように強制権があるかどうかって、ここはちょっとその辺が、まだちょっとわかってないんで、よく調べてから、またご返事しようかと思っておりますけども。

ほんとに困った事案が、もう新聞に出ましたから、言いますけども、再生砂の案件です。あれ、川戸に再生砂を埋めたわけですよ。1万6千立米を埋めたわけですよ。埋めた許認可がどこかというのと、市じゃないんです。県なんです。県で許認可取ったんです。あれね。取った案件なんで、1万6千立米を詰めて、山に埋めたわけですね、沼地。埋めたんですが、要は、どう見ても、何か変な色しているし、おかしいなどは思っていたんです。

そうしましたら、その下の田んぼが全部枯れちゃったんです。枯れたんで、その田んぼをつくっていた方から訴えられてですね。そこで、茂原市が動くわけですよ。だから、僕はもうそのとき、この後ろにいる連中に、県に全部やらせろとやったんです。茂原市が許可をおろしているわけじゃなくて、県の権限なんです。だから、再生砂の許可は県が出しているんですよ。したがって、だから再生砂の許可を出しているために、その砂は

勝手にその業者はそこに持ってきて埋めたわけですよ。

ところが、後の処理は全部、茂原市に来るわけですよ。茂原市に来る。茂原市、末端だからしょうがないと言えば、しょうがないんですけど。僕はもう個人的にはかかわりたくないんで、ちょっとやりたくないよといったんですけど、しょうがないですよ。全部、こっちに来ちゃいますから。巻き込まれるのは、私どもの職員なんで。行って、そこで全部、説明するわけですけども、全くわかっていないと。要は、勝手に向こうができる、法律上できる範囲内でやっちゃっているわけですね。

先ほどの太陽光とちょっと似たようなところがあってですね。できる、法律さえクリアしちゃえば、できちゃう事案であれば、できちゃうんですね。したがって、そこで、いや、もうちょっと下が、しっちゃかめっちゃ、ちょっとありましてですね。強制撤去でやってもらったからいいものの、そのまま残されたらどうしようかなと。

今、佐倉でちょっと、再生土で大きな案件がこの間、新聞をにぎわせましたけど、実は茂原市内でも1カ所、どでかい再生土で埋めるという案件がありまして、私もさんざん、チャンチャンバラバラやりましてですね。判子を押したくないと、そこまでいってやっているんですが、これも法律で許されちゃうんです。だから、茂原市がだめだといっても、できちゃうんです。ここが嫌らしいんです。

先ほどから何度も申し上げますけれども、茂原市は、もうほんとにだめだと、さんざん言っているけど、国・県で法律がオクケー出しちゃっている以上は、それをのまざるを得ないところがありまして。で、のんじやった後に何か問題が起きたら、全部、茂原市に来るわけですよ。だから、俺は嫌だと。だから今、言っているんですよ。押したくないけど、判子を押すよという判子つくろうかと思って。ほんと、そうなんです。実際問題としてこれすごい話なんですよ、ほんとに。ものすごいお金が動いていますし、お金が動くはずなんで。お金と、それから無駄な労力がかかるはずなんで。だから、こういうことはやりたくないんで。

おっしゃることもよくわかるんで、私も太陽光、とめたいです。やりたくない気持ちも、よくわかりますから、とめたいとは思いますが、法律じゃ、とめられないというのが、今言ったようなところもあるということをご理解していただきたいと思っております。

あと何か抜けたところありましたら、指摘をしていただければと思いますが、私から総括としては……。

ほんとに長時間にわたりましてありがとうございました。またひとつよろしく願い申し上げます。

◆司会

市長さん、どうもありがとうございました。

最後に、事務局から皆さんに報告することがあれば、お願いいたします。

☆事務局

お疲れさまでございました。本日、ご発言をしなかった方は、市長への手紙を会場出口のほうに、また各公共施設のほうに置かせていただいておりますので、ご利用いただければと思います。

また本日、受付でアンケートを配付させていただいておりますが、そちらの方によりまして、またご意見をお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

◆司会

皆様のご協力により、滞りなく議事進行ができましたことに感謝申し上げます。

以上で、議事進行役を終わらせていただきます。

事務局、最後をお願いします。

☆事務局

石黒さん、吉野さん、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、市長と話し合う会を終了させていただきます。皆さん、気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。お疲れさまでした。(拍手)

— 了 —